

第4次いるま男女共同参画プラン

それぞれの人権を尊重しあい、個性と能力を高めあう入間

平成29年度～33年度
(2017～2021年度)



入間市

入間市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、あらゆる分野において女性も男性も一人ひとりが特性と能力を十分発揮し、対等の立場で参画するとともに責任を分かち合う男女共生社会の実現に向けて、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、わたしたちは、男女が性別にとらわれず個人として尊重し合うことを大切にし、共にかがやき、いきいきと暮らす「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女がお互いに対等な立場で、政治・経済・社会・文化などのあらゆる活動に等しく参画する元気な「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女が家事・育児・介護などを分かち合い、互いに支え合う、思いやりあふれた「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女が国際社会の一員として共に協力し、平和を愛する香り豊かな緑の文化都市「入間」をめざします。

平成 15 年 11 月 16 日 埼玉県入間市

“それぞれの人権を尊重しあい、 個性と能力を高めあう入間” の実現をめざして



入間市では、平成9年「いるま男女共生プラン」の策定、平成15年「入間市男女共同参画都市宣言」、平成16年「入間市男女共同参画推進センター」設置、平成22年「入間市男女共同参画推進条例」制定など男女共同参画社会の実現に向けた施策を計画的に推進してまいりました。

一方、国では、少子高齢・人口減少社会や経済のグローバル化に対応し持続可能な社会をつくるために男女共同参画社会の実現が極めて重要な課題であるとし、平成27年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行や「第4次男女共同参画基本計画」の策定を行い、取組が新たな段階に入っています。特に長時間労働を当たり前とする男性の働き方の見直しを行い、男女の仕事と家庭を取り巻く状況を変えること、女性の活躍の推進を図ること、また、それらを阻む「男性は仕事、女性は家庭」とした性別による固定的役割分担意識の解消が重要であるとされており、当市においても最優先で取組むべき課題であると考えております。

このため、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化を反映するための見直しを行い、より進歩した『第4次いるま男女共同参画プラン（平成29年度から平成33年度）』を策定いたしました。

この計画は、本市における男女共同参画社会「それぞれの人権を尊重しあい、個性と能力を高めあう入間」の実現をめざし、本市が取組むべき施策の方向・事業の実施計画を示すものです。今後の事業実施にあたっては、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました入間市男女共同参画審議会の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、ご協力をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

平成29年3月

入間市長 田 中 龍 夫

目 次

第1章 プランの基本的な考え方	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの性格	2
3 プランの期間	2
4 プランの数値目標	3
5 プランの推進体制	3
6 入間市の取組	3
第2章 プランの内容	6
1 プランの体系	6
2 施策の内容	7
基本目標1 個人の人権を尊重する	7
基本目標2 個性と能力を発揮して多様な生き方をめざす	14
基本目標3 あらゆる分野における女性の活躍を推進する	19
計画実現のため推進体制を充実する	23
参考資料	27
男女共同参画に関する国内外の動き	27
男女共同参画に関する年表～国際婦人年以降の動き～	34
関係法令	38
第4次プラン検討の経過	64
入間市男女共同参画審議会委員名簿	66
入間市男女共同参画推進スタッフ会議（第6期）スタッフ名簿	67
第4次いるま男女共同参画プランの基本方針について（諮問）・（答申）	68

第1章 プランの基本的な考え方

第1章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

入間市では、平成9（1997）年「いるま男女共生プラン」を策定後、第3次まで計画の見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。その間、平成15（2003）年「入間市男女共同参画都市宣言」を行い、平成22（2010）年「入間市男女共同参画推進条例」を制定し市の決意を公に示しました。

少子高齢化や人口減少による生産年齢人口の減少、グローバル化により生じた社会・経済の構造変化、格差や貧困の拡大、社会的弱者（注1）の救済など、持続可能な社会の構築に向けた課題には、男女共同参画の視点からの対応が必要とされています。

国では「第4次男女共同参画基本計画」の策定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）」の制定を行い、男性中心型の労働慣行（注2）を変えることなど男女共同参画社会の実現に向けた取組が新たな段階に入っています。

「第4次いるま男女共同参画プラン」は、「第3次いるま男女共同参画プラン（以下「第3次プラン」）」の成果を踏まえ、さらに男女共同参画社会を目指す現代的課題や諸問題を解決し、「それぞれの人権を尊重しあい、個性と能力を高めあう入間」をつくるために入間市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき策定します。

（注1）社会的弱者とは、雇用・就学の機会や人種・宗教・国籍・性別の違い、あるいは疾患などによって、所得・身体能力・発言力などが制限され、社会的に不利な立場にある人。

（注2）男性中心型の労働慣行とは、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

基本理念（入間市男女共同参画推進条例第3条）

1 男女の人権の尊重

一人ひとりが互いを大切に、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。

2 多様な生き方の選択

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選択できること。

3 意思決定の場での男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案や決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活と他の活動との両立

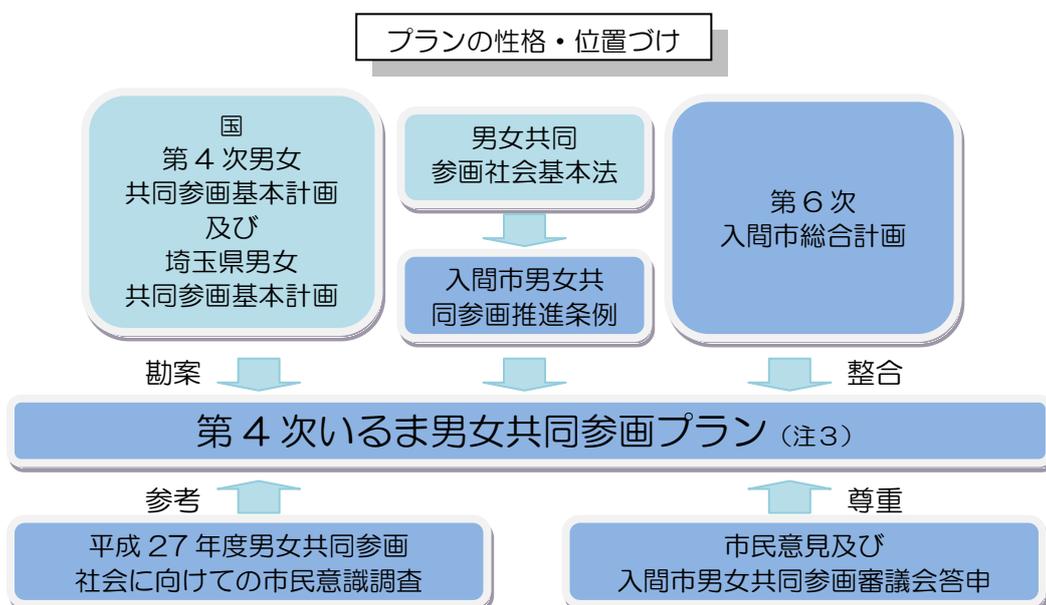
家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の活動が両立できること。

5 国際的協調

国際社会における取組を十分理解して行われること。

2 プランの性格

- プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画です。
 プランの基本目標1課題【3】は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」）」に基づく「市町村基本計画」に対応しています。
 また、基本目標2課題【1】及び基本目標3課題【1】、課題【2】は、「女性活躍推進法」に基づく、「市町村推進計画」に対応しています。
- 「入間市男女共同参画推進条例」に規定する基本計画で、その基本理念に基づいています。なお、「男女共同参画社会基本法」に基づく国及び埼玉県男女共同参画基本計画を踏まえています。また、「第3次プラン」を継承し、「第6次入間市総合計画」における男女共同参画社会の実現に向けた基本計画として、他の施策との総合的な推進を目指します。
- 平成27（2015）年に実施した「男女共同参画社会に向けた入間市民意識調査（以下「意識調査」）」の結果を参考にするとともに、市民意見及び入間市男女共同参画審議会からの答申を尊重しています。



(注3) 第4次いるま男女共同参画プランはDV防止法に基づく市町村基本計画及び女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に対応しています。

3 プランの期間

「第4次いるま男女共同参画プラン」の期間は、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの5年間とし、「第6次入間市総合計画前期基本計画」の計画期間に合わせます。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
--------	--------	--------	--------	--------



4 プランの数値目標

この計画には、施策の実質的な効果を確認するため、数値目標を示しています。この数値目標の当初値は「意識調査」等によります。

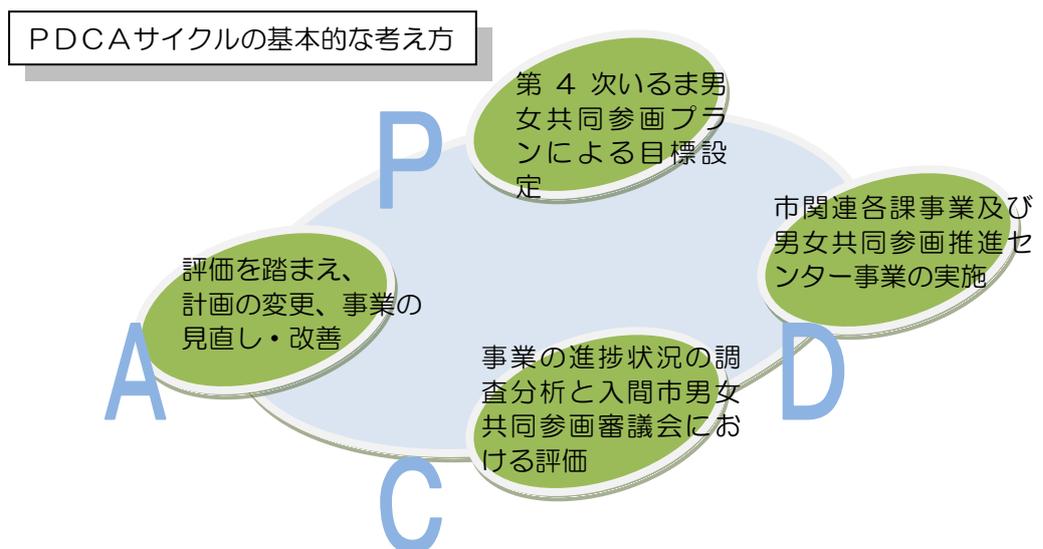
5 プランの推進体制

- 市の関連各課の事業
- 男女共同参画推進センターの事業
- 入間市男女共同参画審議会における審議
- 年次報告と調査、評価

プランの実行にあたっては、PDCAサイクル（注4）の方法論を適用します。

PDCAサイクルが着実に機能するため、庁内連携による課題解決に取り組めます。

また、計画期間終了年には、市民意識調査により、市民享受の観点から評価を行います。



（注4）PDCAサイクルとは、Pは「Plan＝計画」、Dは「Do＝実行」、Cは「Check＝評価」、Aは「Act＝改善」を意味し、PDCAサイクルを繰り返してより良いプランへと改善することが望まれています。

6 入間市の取組

－男女共同参画への取組－

昭和59(1984)年、社会教育課に婦人青少年係〔平成6(1994)年女性青少年係と改める〕を設置し、従来、保健・福祉・教育・労働等の各分野において取組が行われていた女性に係わる事業について総合的な調整や、女性への研修・講座を実施してきました。

男女平等社会の実現に向けて、世界的・全国的に運動が展開される中で、入間市においても女性をめぐる社会問題は、行政の中で総合的に取組むべきであるという声が高まり平成4(1992)年7月、女性問題協議会が設置されました。

平成5(1993)年2月、女性の特性と能力が十分発揮されるよう総合的かつ効果的な女性施

策の指針となる基本計画の策定に向け「女性問題に関する行動計画について」の諮問が市長より女性問題協議会に出されました。

これを受けて女性問題協議会では、先進地の視察、市役所や市内企業における意識調査等による調査研究をすすめ、平成7（1995）年2月「女性問題に関する行動計画について」の答申書を提出しました。この答申を受けて、市民意識調査を実施し、市が行うべき施策・事業を総合的に体系化し、21世紀に向けて男女平等のまちづくりを進めるための基本計画として「いるま男女共生プラン」を策定しました。

平成9（1997）年4月からは、企画課女性政策担当で、計画の推進及び見直しなどの事務を所掌し、男女共同参画関連施策を積極的に推進してきました。

平成12（2000）年には「男女共生社会に向けての市民意識調査」を実施し、平成14（2002）年に、市民意識調査の結果と、国の男女共同参画基本計画などを踏まえ、「いるま男女共生プラン」の改訂を行いました。

ー「入間市男女共同参画都市宣言」から現在までー

平成15（2003）年には、「入間市男女共同参画都市宣言」記念事業の一環として、女性による「模擬議会 入間市女性議会」を開催しました。この女性議会で宣言文を採択し、11月16日「入間市男女共同参画都市宣言」を発信しました。

平成16（2004）年4月には、「入間市男女共同参画推進センター」を開館し、男女共同参画に関する情報提供や講座の開催、「女性のための悩みごと相談」事業や、センターのホームページ開設を行い、男女共同参画への取組の充実を図りました。

平成22（2010）年4月1日には、「入間市男女共同参画推進条例」を制定し、市民、事業者等と連携、協力し男女共同参画社会の実現に向けて取組むことを決めました。また、市が取組む課題を把握するため、「男女共同参画社会に向けた市民意識調査」を実施しました。

平成24（2012）年4月、女性政策の所掌事務を市民部に移管し、自治文化課に男女共同参画担当を設置しました。同年「女と男 共にかがやき いきいきと 第3次いるま男女共同参画プラン（以下「第3次プラン」）」を制定しました。DV防止等新たな課題への対応や数値目標を設置し、より実行性のあるプランとして策定しました。

「第3次プラン」の取組は概ね実施することはできましたが、政策・方針決定過程への女性の参画における取組状況が低かったこと、また平成27（2015）年12月に実施しました「意識調査」の結果、男女の地位が社会通念や慣習などで平等と感じる人の割合など「第3次プラン」で設定した8項目の数値目標については、達成することができませんでした。〔図表1〕

「第3次プラン」の実施成果を踏まえ、また平成27（2015）年「女性活躍推進法」の成立等を受けて、現行プランを社会情勢の変化に対応する取組とする見直しを行うため、新プランを策定しました。

男女共同参画社会の実現に向けて、計画的に施策を推進していきます。

〔図表1〕 第3次いるま男女共同参画プラン数値目標の達成状況

基本目標	数値目標	当初値	目標値	達成状況	達成率
1 男女の人権	①男女の地位が社会通年や慣習	16.6%	25.0%	13.6%	54.4%

の尊重	などで平等と感じる人の割合				
	②「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方について「そうは思わない」、「どちらかといえばそう思わない」人の割合	53.9%	70.0%	66.2%	94.6%
2 仕事と生活の調和	③男性も育児・介護休業・子の看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う人の割合	65.2%	50.0%	65.0%	76.9%
3 あらゆる暴力の根絶	④DV被害者のうち「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」人の割合	69.5%	50.0%	65.2%	76.7%
4 政策・方針決定過程への男女の共同参画	⑤市の審議会に占める女性の割合	24.5%	30.0%	26.3%	87.7%
	⑥市職員管理職（課長職以上）における女性の割合	4.6%	10.0%	6.7%	67.0%
5 推進体制の充実	⑦男女共同参画推進センターの事業の利用者数	5,406 人	10,000 人	5,599 人	55.9%
	⑧男女共同参画推進センターを知っている人の割合	5.8%	30.0%	7.1%	23.6%

*当初値は平成 22 年度「意識調査」結果等

*目標値は第 3 次プランの目標値

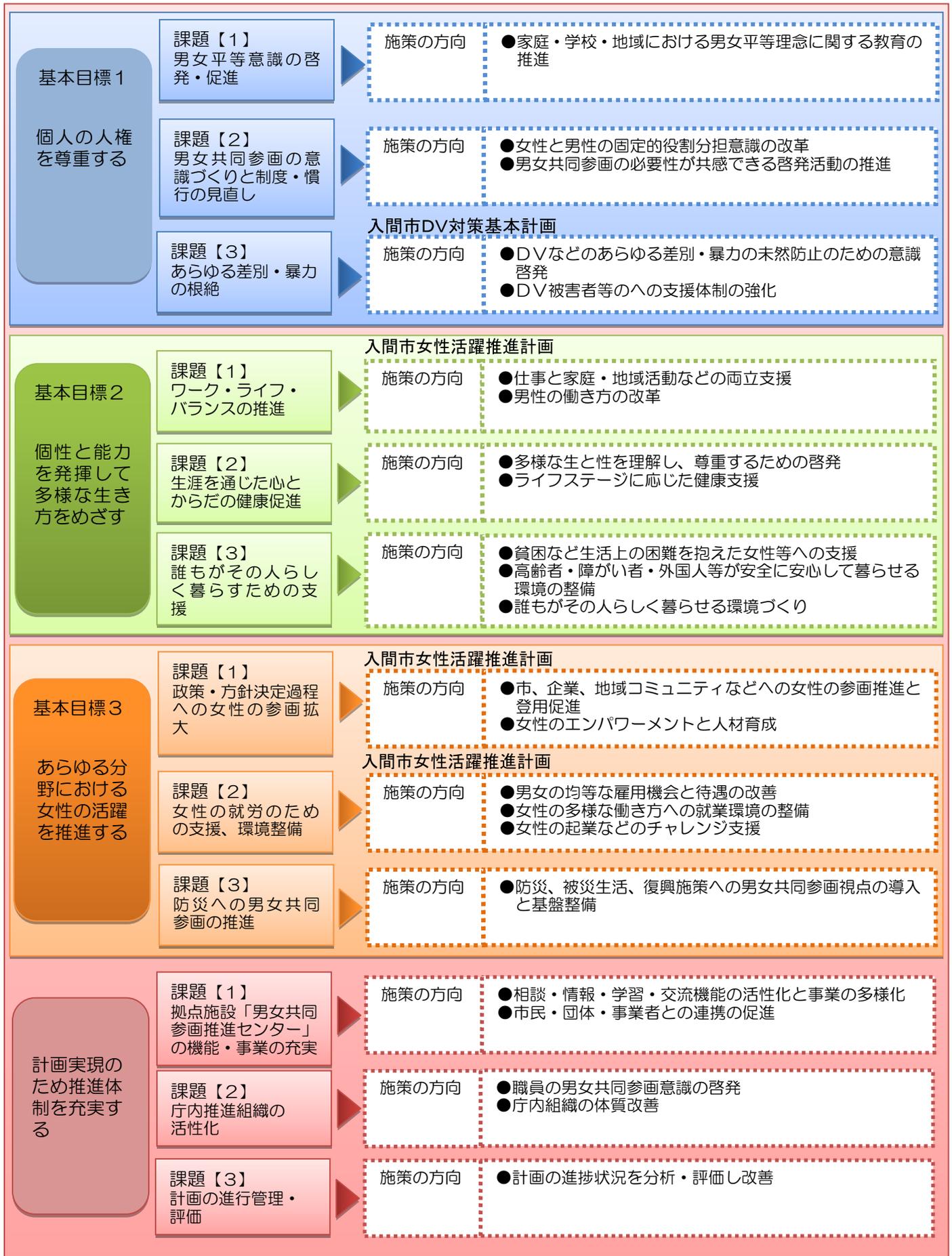
*達成状況は平成 27 年度「意識調査」結果等

第2章 プランの内容

第2章 プランの内容

1 プランの体系

めざす姿 それぞれの人権を尊重しあい、個性と能力を高めあう入間



2 施策の内容

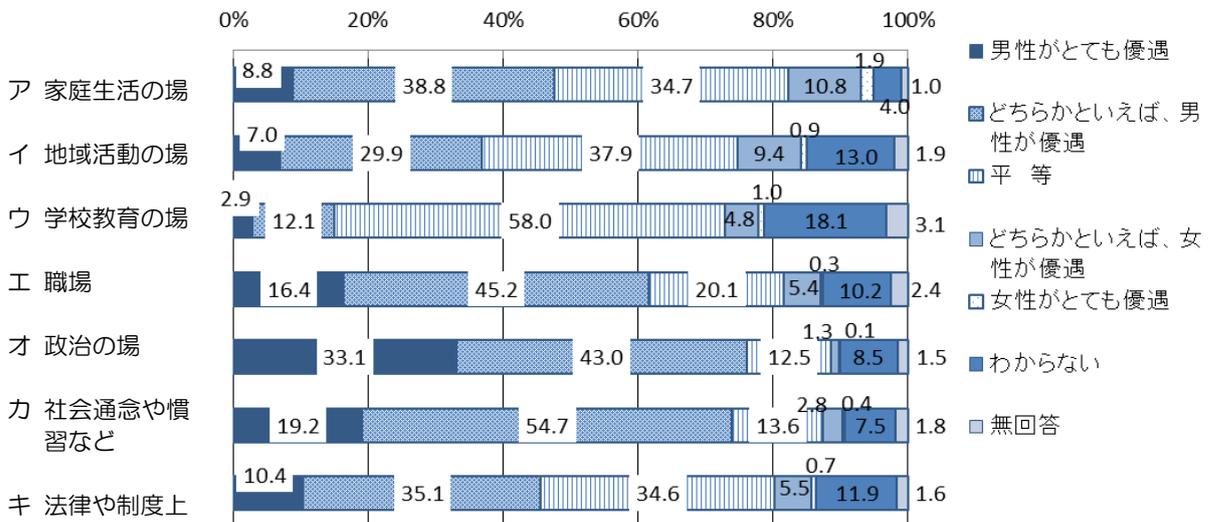
基本目標 1

個人の人権を尊重する

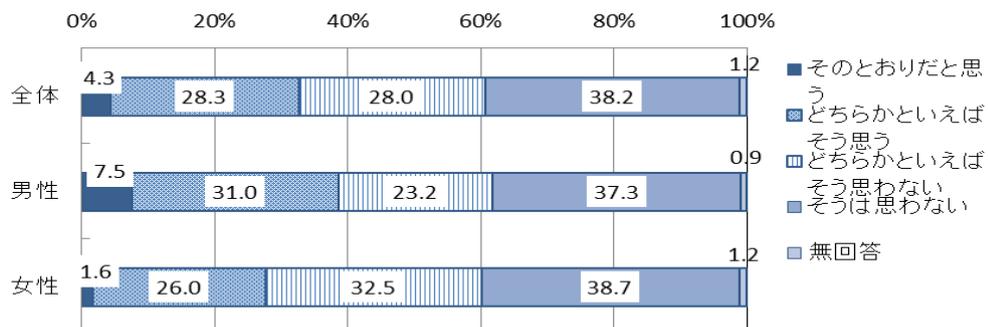
男女が個人として尊重され、性別に関わりなく、一人ひとりの個性と能力を発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面で活躍できる男女共同参画社会の実現は、第6次総合計画の10年間のまちづくりの目標である「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」を目指す入間市にとって重要な課題です。高度経済成長期を通じて強化されてきた固定的役割分担意識、性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行が、女性の活躍を未だに阻害している要因となっていると考えられています。平成27年度に実施した「意識調査」において男女の地位の平等感について、「学校教育の場」では「平等」と回答した割合が5割を超えていましたが、「政治の場」、「社会通念や慣習など」、「職場」では「男性がとて優遇」、「どちらかといえば男性が優遇」と回答した割合が5割を超えています。〔図表2〕また、「意識調査」で「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的役割分担意識を支持する割合が3割を占めており、これらの意識を解消する必要があります。〔図表3〕

なお、基本目標1課題【3】の施策は、「DV防止法」に基づく「市町村基本計画」に対応しています。

〔図表2〕 男女の地位の平等感



〔図表3〕 「男性は仕事、女性は家庭」という男女の性別固定的役割分担意識



資料：平成27年度男女共同参画社会に向けての入間市民意識調査

課題【1】男女平等意識の啓発・促進

家庭・学校・地域における男女平等教育の充実が、男女平等意識を育てる上では大変重要になります。子どもの頃から男女平等意識を育み、性別や固定的役割分担意識にとらわれずに進路や生き方を選択できるように若年層に関わる保護者をはじめ地域の人々への意識啓発を行うこと、また小・中学校、幼稚園、保育園、保育所における男女平等意識の指導を進めていく必要があります。講演会・学習会等の開催により男女平等意識の啓発を行っていきます。

施策の方向 家庭・学校・地域における男女平等理念に関する教育の推進

No.	主な取組	説明	担当課
1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	性別にとらわれず個性を発揮できる環境をつくるのが学校の重要な役割のひとつであると考えます。このような環境で育った子どもたちはジェンダーにとらわれない社会をつくることが期待されます。	学校教育課 保育幼稚園課 青少年課 人権推進課
2	生活力を身につける教育の実施	学校教育では、自分で家事育児ができる生活的自立についての意識を育てることが必要です。	学校教育課
3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	子育てでは、男らしい、女らしいという評価をしないことが大切です。また、男性は子育て中の女性の大変さを理解することが男女共同参画に向けての大事な原点であると考えます。 PTA家庭教育学級の実施や保護者会等でチラシ配布を行うことや子育て中の夫婦を対象とした講座で意識啓発を行います。	学校教育課 人権推進課 保育幼稚園課 青少年課 地域保健課 社会教育課
4	男女平等観を育む指導を行う教職員への研修実施と情報提供	教職員への男女共同参画の研修を実施し、また多様な選択を可能にする進路指導の推進のための情報提供を行います。	人権推進課 学校教育課
5	講演会、講座等の学習機会の提供	地域社会においては、三才児神話（子どものためを考えたら3歳までは母親が子育てに専念すべきだ）という議論の解消を図ります。 子育て講座は男女共同参画の視点から実施し、育児ができない父親についての問題提起と実践指導を検討します。	人権推進課 社会教育課 公民館
6	教育・研究機関との連携による啓発活動の充実	大学等との連携による啓発事業を実施します。	人権推進課

課題【2】男女共同参画の意識づくりと制度・慣行の見直し

「意識調査」における「男性は仕事、女性は家庭」という男女の役割分担の考え方について「そのとおりだと思う」、「どちらかといえばそう思う」とした回答が男性 38.5%、女性 27.6%という結果に見られるように、固定的役割分担意識は男性において強く残っています。[図表3] そのことが、家事・育児などの多くを事実上女性が担うことに繋がっているとも考えられるため、男性の家庭生活への参画を促進するための意識改革や理解の促進に向けた啓発活動を進めていきます。また、「意識調査」の中で、今後、男女があらゆる分野でさらに平等になるために重要なこととして「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・

しきたりを改めること」とした回答が約3割を占めています。男女共同参画の意識づくりに関するセミナーや講座等の実施や情報提供を行うことで、制度・慣行の見直しの啓発を進めていきます。さらに、市民や市民団体との協働により事業を実施すること、各講演会等で男女共同参画の視点に立った事業の実施を進めていきます。

施策の方向 女性と男性の固定的役割分担意識の改革

No.	主な取組	説明	担当課
7	固定的役割分担意識の解消のための啓発	パネル展等により男性の家事時間の増加と出生率の関係性から啓発を行います。	人権推進課
8	市主催事業での啓発活動の実施	市主催事業で男性向け啓発を行います。	人権推進課
9	男女共同参画推進条例の基本理念の啓発・普及の実施	各種メディアの利用による啓発を行います。各種事業実施時に推進条例を配布し啓発を行います。	人権推進課 広報課

施策の方向 男女共同参画の必要性が共感できる啓発活動の推進

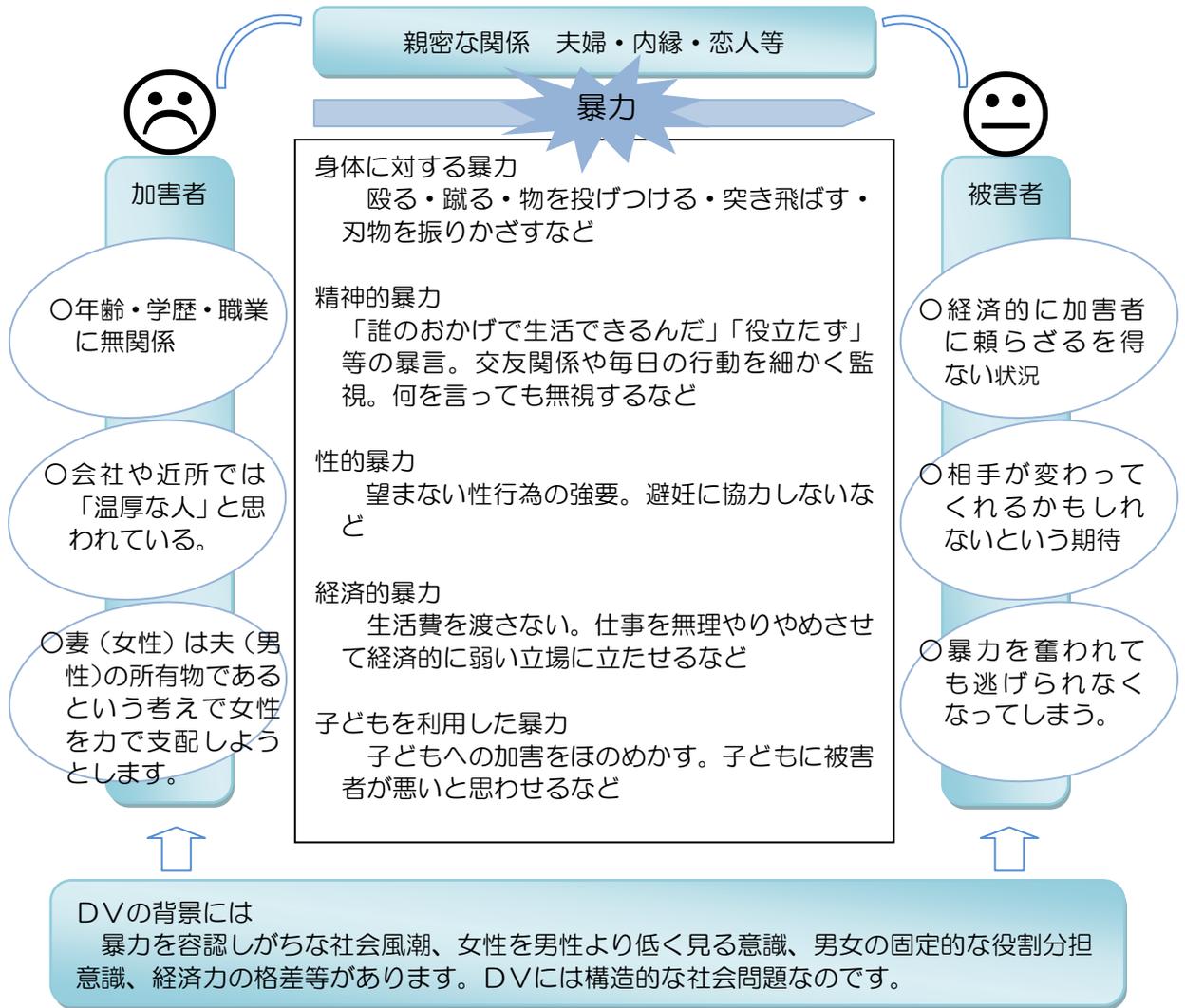
No.	主な取組	説明	担当課
10	市民との協働で行う男女共同参画セミナーによる意識づくり	毎年実施しているセミナーの充実と開催趣旨の啓発を行い企画運営委員の増加に取組みます。	人権推進課 社会教育課 公民館
11	男女共同参画の視点に立った事業を啓発	各部署で行っている講演会、講座等の事業が全て男女共同参画の視点で実施されているわけではありません。各種事業に女性の視点を踏まえた実施を進めていきます。	人権推進課

課題【3】あらゆる差別・暴力の根絶 入間市DV対策基本計画

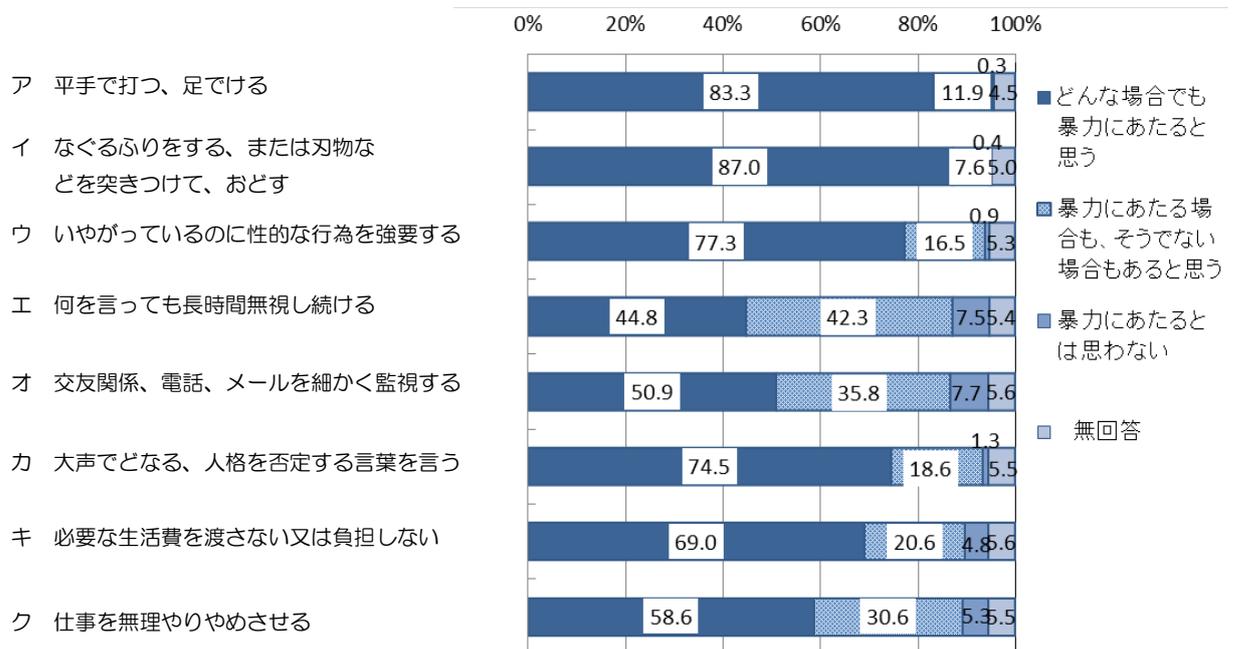
配偶者等からの暴力＝DV（ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪となる行為を含む人権侵害であり、男女の固定的役割分担意識、経済力の格差など、今日の社会における構造的な問題であるとともに男女共同参画社会の推進において克服すべき重大な課題です。交際相手からの暴力、性犯罪等暴力は多様化し、被害の低年齢化も進んでおり、被害にあわない、加害者を作らない教育や啓発が必要です。人権を尊重する意識や男女平等意識の形成には、幼少期からの環境や教育の影響が大きいとされています。あらゆる差別や暴力を伴わない人間関係を構築するために年齢に応じた学校教育での人権教育に取り組むとともに暴力を容認しない社会風土づくりに向けて啓発を進めていきます。

「意識調査」では、DVの経験に関わる相談について5割が「相談しようとは思わなかった」と回答し〔図表5〕、その理由として「相談するほどのことではないと思ったから」とした回答が約5割でした。〔図表6〕家庭内でのDV行為を目の当たりにすることは児童に対する虐待にもなります。DVに関する認識を深めるとともに被害者が相談しやすい体制づくりにより被害者の潜在化を防止することと関連各課や機関との連携により被害者支援の充実を進めていきます。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは



[図表4] DVと認識される行為

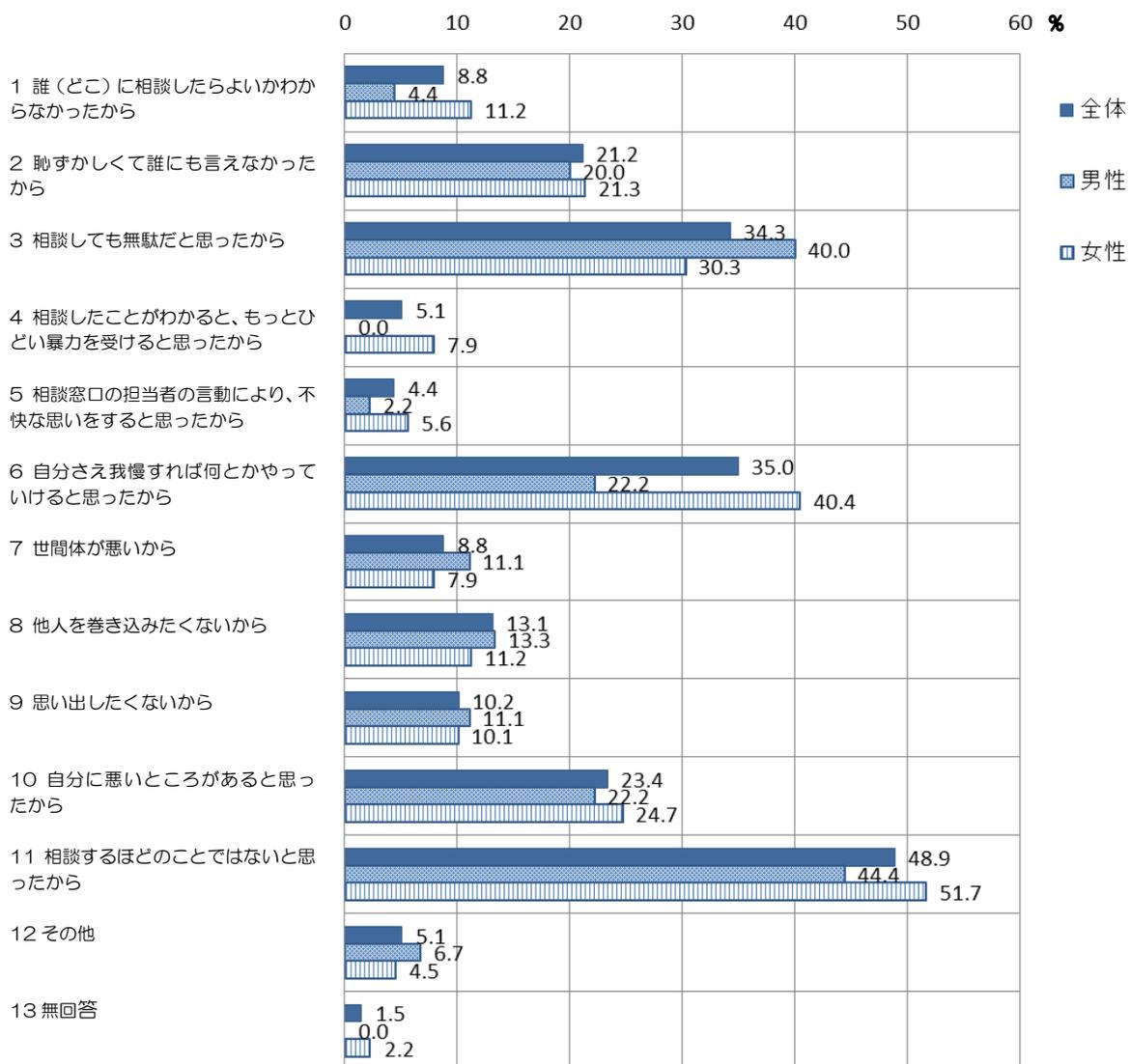


資料：平成27年度男女共同参画社会に向けての入間市民意識調査

【図表5】DVの経験に関わる相談



【図表6】相談しなかった理由



資料：平成27年度男女共同参画社会に向けての入間市民意識調査

施策の方向 DVなどのあらゆる差別・暴力の未然防止のための意識啓発

No.	主な取組	説明	担当課
12	DV防止に関する意識啓発	DV内容を認識するための意識啓発とDVは犯罪となる重大な人権侵害であることを認識するための講座、情報提供を行います。	人権推進課
13	若年層に対する暴力防止に関する意識啓発	DV等の未然防止、被害者、加害者を作らないために、中学生や高校生等を対象にデートDV（交際相手間の暴力）に関する予防啓発講座の実施、パンフレット等で情報提供を行います。	人権推進課 学校教育課
14	ハラスメント（嫌がらせ・いじめ）等の根絶に向けた意識啓発	あらゆるハラスメント根絶に向けた意識啓発を行います。	人事課 商工観光課

施策の方向 DV被害者等への支援体制の強化

No.	主な取組	説明	担当課
15	関係機関との連携	被害者の早期発見や円滑な自立支援のため、警察、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関との連携を推進します。	人権推進課
16	相談事業の周知と充実	被害者が早期に相談窓口を利用できるように周知を行うこと及び被害者の状況にあった支援を行うための環境整備を推進します。	自治文化課 人権推進課 こども支援課 障害者支援課 介護保険課 学校教育課
17	職員、相談員の研修、精神的ケアへの対応	二次被害（相談時に職員、相談員から受ける心無い言動により被害者がさらに傷つくこと）を防ぐための相談員等への研修の受講の促進と相談員の精神的ダメージをケアする対応を行います。	人権推進課 こども支援課
18	安全確保のための支援体制の整備	「住民基本台帳事務におけるDV等支援措置」に関わる各部課所に対する周知徹底を行います。なお、DVと児童虐待との関連性を配慮し子どもの安全を含めた被害者の安全確保のため関連各課との連携を強化します。	こども支援課 人権推進課 市民課他 住基支援措置事務 関連課
19	自立支援の充実	被害者への総合的支援を行うため、関係部署の支援情報をまとめ、連携強化を進めます。	生活支援課 高齢者支援課 障害者支援課 こども支援課 保育幼稚園課 都市計画課 商工観光課 自治文化課 人権推進課

□ ■ 数値目標 ■ □

	数値目標（成果）指標	当初値	目標値
①	男女の地位が社会通念や慣習などで平等と感じる人の割合	13.6%	30.0% (25%)
②	「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方について「そうは思わない」、「どちらかといえばそう思わない」人の割合	66.2%	80.0% (70%)
③	DV被害者のうち「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」人の割合	65.2%	40.0% (50%)

*当初値は平成27年度「意識調査」結果

*目標値の括弧内は第3次プランの目標値

基本目標 2

個性と能力を発揮して多様な生き方をめざす

職場では、男性中心型の労働慣行が根付いており、育児・介護等と両立しながら能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景が未だに残っています。また、家庭生活においても男性の家事・育児・介護、地域社会貢献等の活動が十分ではない状況から、女性側の負担が重くなるなど職場での女性の活躍が困難な場合が多くあります。家事・育児・介護等の経験は、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じて職務における視野を広げるなど、男性のキャリア形成にも重要な機会となるとも言われています。男性の家事・育児・介護等に参画する環境整備と男性の男女共同参画に関する理解促進を図る必要があります。

また、「意識調査」の性的マイノリティ（注5）に関する調査項目では、「今まで自分の性別に悩んだことがありますか」の問いに「ある」とした回答が2%でした。[図表7] 生活上の困難に直面することの多い性的マイノリティや女性等への支援、また性差に応じ、生涯を通じた健康支援の環境整備を行い、多様な生き方を尊重する取組が必要となります。

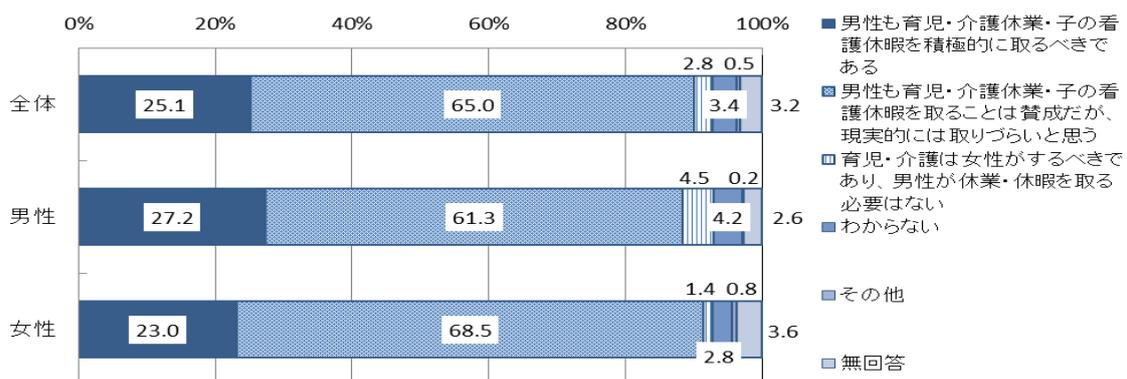
なお、基本目標2課題【1】の施策は「女性活躍推進法」に基づく、「市町村推進計画」に対応しています。

（注5）性的マイノリティ（性的少数者）とは、性同一性障害（「体の性」と「こころの性」が一致しない状態）の人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）、身体的な性別が不明瞭な人（性分化疾患）などのことをいいます。性的マイノリティの方々の中には、日常生活や現在の社会制度にさまざまな精神的苦慮を感じ、生きづらいと思っている方もいます。

[図表7] 性別の悩みの有無



[図表8] 育児・介護休業等の制度の活用



資料：平成27年度男女共同参画社会に向けての入間市民意識調査

課題【1】ワーク・ライフ・バランス（注6）の推進

入間市女性活躍推進計画

「意識調査」の育児・介護休業等の制度の活用についての問いでは、「男性も育児・介護休業・子の看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う」とした回答が6割を超えています。[図表8] 男女ともに育児・介護をしながら無理なく働き続けることができるよう長時間労働の抑制等働き方の見直しや性別的役割分担意識の解消に向けた啓発が必要です。仕事と家庭・地域生活をバランスよく両立できる環境整備の取組を進めていきます。

（注6）ワーク・ライフ・バランスとは、誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいいます。

施策の方向 仕事と家庭・地域活動などの両立支援

No.	主な取組	説明	担当課
20	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	誰もが充実した人生を送りたいと考えています。そのためには仕事は大事、家庭も地域社会も大事ということが実感できるための意識啓発を促進します。	人権推進課 人事課 商工観光課
21	年次有給休暇等の取得促進の啓発	仕事で結果を残すには、気持ちの余裕やチャージが必要です。各種休暇制度の充実を図り、休暇取得の促進を目指します。	人事課 商工観光課
22	男女の育児・介護休業制度、子の看護休暇の制度の周知	制度を周知し利用促進に繋げ、利用できない原因を解消する方策を考えていきます。子育て・介護との両立に向けた制度の定着を促進します。	人事課 商工観光課
23	相談窓口の充実	相談窓口の周知と利用促進を考えます。仕事と家庭の両立、非正規労働者の待遇改善、働きやすい環境整備づくりの啓発も含めて相談窓口の情報提供を行います。	人権推進課 商工観光課
24	子育て支援策を展開している事業所の紹介	働きやすい事業所として就職希望者への情報提供とともに事業所にとっては就業希望者の増加、優秀な人材確保に繋がることを周知します。	人権推進課 広報課 商工観光課 こども支援課
25	企業・事業主向け講座・講演会の開催	男女がともに家庭と仕事の両立がしやすく働きやすい職場環境にすることは労働者、経営者の両方にメリットがあることを啓発するための講座を開催します。	人権推進課 商工観光課
26	保育施設、学童保育室等の整備・充実	男女がともに家庭と仕事の両立がしやすい環境整備を行います。	保育幼稚園課 青少年課
27	子育て支援事業の充実	男女がともに家庭と仕事の両立がしやすい環境整備と子育て環境の充実を進めます。	人権推進課 こども支援課
28	子育て相談窓口の充実	相談しやすい相談環境の整備と相談員の研修を行います。	こども支援課 地域保健課 学校教育課
29	地域の子育て支援体制の充実	虐待を未然に防ぐため、また働く親を応援するため地域のシニアの活用も考えます。	こども支援課
30	地域活動への参画促進	地域活動の必要性を理解し、自己実現のために参画を促進します。	自治文化課 高齢者支援課
31	NPO、ボランティア団体との協働による社会参画の推進	仕事で培ったノウハウを生かして社会参画を行うための情報提供や啓発を行います。	自治文化課
32	生涯学習事業の充実	趣味を生かして社会貢献を行い、地域社会に役立っていることを実感し生きがいを持つための事業を充実することにより女性の地域コミュニティ参画を進めます。	社会教育課 公民館

施策の方向 男性の働き方の改革

No.	主な取組	説明	担当課
33	長時間労働抑制の推進・啓発	業務改善による働き方の見直し、超過勤務のさらなる縮減（ノー残業デーの完全実施、事業所の増加）を目指します。	人事課 商工観光課
34	男性の育児休業取得促進への推進・啓発	実践事業所を紹介し、取得しやすい職場環境づくりに取組みます。	人事課 商工観光課
35	女性活躍推進法の事業主行動計画の周知	女性が働きやすい職場は男性にとっても働きやすいとの認識を広めます。	人事課 商工観光課
36	経営者・管理職を対象とした研修、講座の開催	経営者・管理職の意識改革を進めます。	人事課 商工観光課
37	男性向け啓発講座の開催	家事、育児、趣味、健康づくり、地域活動等男性のワーク・ライフ・バランスを進めるための講座を開催します。	人権推進課 地域保健課 公民館 人事課 商工観光課

課題【2】生涯を通じたところとからだの健康促進

男女が互いの身体的性差を理解し、相手に対する思いやりを持って生きていくことは男女共同参画を進める上でとても重要なことです。特に女性は妊娠・出産など人生の各段階において男性とは異なる健康等に関する問題が多くあり、生涯を通じて心身の健康を保つための健康支援、相談体制の充実が重要です。性と生殖に関する健康管理や決定は自らが行う権利があるとした「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点からの女性の健康づくり支援も必要です。また、国の第4次男女共同参画基本計画では、スポーツ分野で男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いこと、女性のスポーツ参加を推進するなどの環境整備が挙げられています。男女ともに健康な身体づくりのため運動を続ける機会の充実を進めていきます。

施策の方向 多様な性と性を理解し、尊重するための啓発

No.	主な取組	説明	担当課
38	ところやからだの相談の充実	相談窓口の周知と利用促進を行います。ストレス等による悩み、精神疾患、福祉制度などについての相談を行います。ところとからだと生きかたの相談窓口の整備を行います。	人権推進課 地域保健課
39	互いの性と性を理解し、尊重する教育の推進	多様性の理解のための基本の啓発を行います。	学校教育課
40	「性と生殖」に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の啓発・情報提供	理解促進とともに、性と生殖について女性が自己決定をする力を養うことができるよう啓発を行います。	人権推進課
41	性的マイノリティに関する理解促進のための啓発・教育	個人の人権を尊重するための啓発・教育を行います。	人権推進課 学校教育課

施策の方向 ライフステージに応じた健康支援

No.	主な取組	説明	担当課
42	相談窓口の充実	相談窓口の周知と利用促進を考えます。	人権推進課
43	生活習慣病予防対策の充実	健康寿命を延ばす対策、健康課題別の情報提供や予防に取組むための対策を充実します。	地域保健課
44	健康づくりに関する事業の充実及び意識の啓発	生涯を通じた健康の保持増進のための普及啓発、健康教育、健康診査などを推進します。	地域保健課 健康管理課
45	スポーツ・レクリエーション参加機会の充実	男女ともにスポーツ・レクリエーションを継続して行うための啓発を行います。	スポーツ推進課

課題【3】誰もがその人らしく暮らすための支援

職場では男性中心型の労働慣行が根付いていることから、母子世帯では非正規雇用が父子世帯よりも多く（厚生労働省の「平成23（2011）年度全国母子世帯等調査」によると母子世帯と父子世帯の就業状況でパート・アルバイト等の割合が女性47.4%、男性8%）、経済的困窮を抱える状況があります。子どもの貧困についても深刻な状況を誘引します。生活上困難を抱えている人の状況を把握し、自立に向けた支援を行い、誰もがその人らしく暮らすための環境づくりを整備していきます。

施策の方向 貧困など生活上の困難を抱えた女性等への支援

No.	主な取組	説明	担当課
46	ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親が子育てしながら安心して働けるように、子育て支援、生活支援、就業支援の推進とともに働きやすい職場づくりの環境整備情報を提供します。 総合的な自立支援事業の周知、就労支援、離婚等の基本的法律知識などの情報提供を行います。	こども支援課 生活支援課 商工観光課 学校教育課
47	母子保健事業の充実	出産後の心身ともに不安定な時期に母親と赤ちゃんの健康を守るための支援として母子の健康維持のための事業の周知、利用を促進していきます。	地域保健課
48	女性の悩みごと相談の充実	生活上の困難、子育てと仕事の両立に関する相談窓口の周知と利用促進を行います。	人権推進課 生活支援課

施策の方向 高齢者・障がい者・外国人等が安全に安心して暮らせる環境の整備

No.	主な取組	説明	担当課
49	介護サービス等が必要な方への支援の充実	介護が必要な状態になった時に、介護サービスを利用して安心して住み慣れた地域や家庭の中で自立した日常生活が送れるような事業を推進します。	介護保険課 障害者支援課
50	相談窓口の充実	人権尊重の観点等による相談窓口の周知と利用促進を行います。	自治文化課 人権推進課
51	就労支援及び自立支援	固定的役割分担意識や収入格差といった社会問題を踏まえた上で、就労支援の情報提供や自立に向けた支援を行います。	高齢者支援課 障害者支援課 商工観光課

施策の方向 誰もがその人らしく暮らせる環境づくり

No.	主 な 取 組	説 明	担 当 課
52	地域におけるセーフティネットワークの構築	いつまでも安心して日常生活を送ることができるよう、地域での見守り体制を構築していきます。また、シニアの地域活動や貢献の場の情報提供を行います。	こども支援課 高齢者支援課 介護保険課 障害者支援課

□ ■ 数値目標 ■ □

数値目標（成果）指標		当初値	目標値
④	男性も育児・介護休業、子の看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う人の割合	65.0%	50.0% (50%)

*当初値は平成27年度「意識調査」結果

*目標値の括弧内は第3次プランの目標値

女性の様々な分野への進出が進んでいますが、科学技術、防災・災害復興等、女性の一層の参画が望まれる分野があります。男女が共に参画し、多様な活動をすることにより、それぞれの分野の新たな発展を期待することができます。

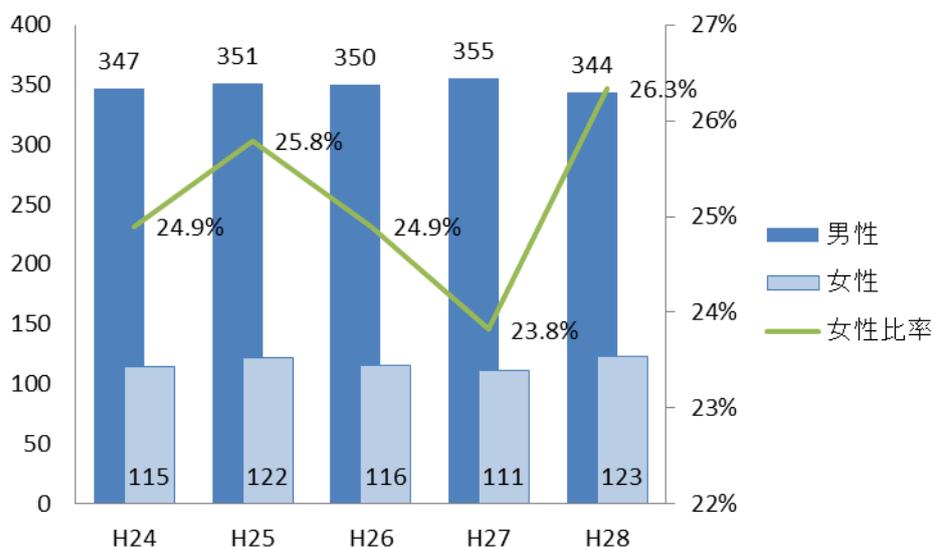
女性は国の人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治・経済・社会など多くの分野の活動を担っています。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現に繋がります。国は、人口減少が進む中、将来に渡って持続可能な地域社会を構築するためには女性の活躍が鍵であることを認識し、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位（注7）に女性が占める割合が、少なくとも30%程度（注8）とするよう期待する」との目標を掲げ、取組を進めてきました。入間市においても女性の活躍の状況を判断するために目標を設定している審議会等に占める女性の割合は、26.3%（平成28年4月）で目標の30%に達していません。[図表9] 目標達成への取組が必要です。

なお、基本目標3の課題【1】と課題【2】の施策は「女性活躍推進法」に基づく、「市町村推進計画」に対応しています。

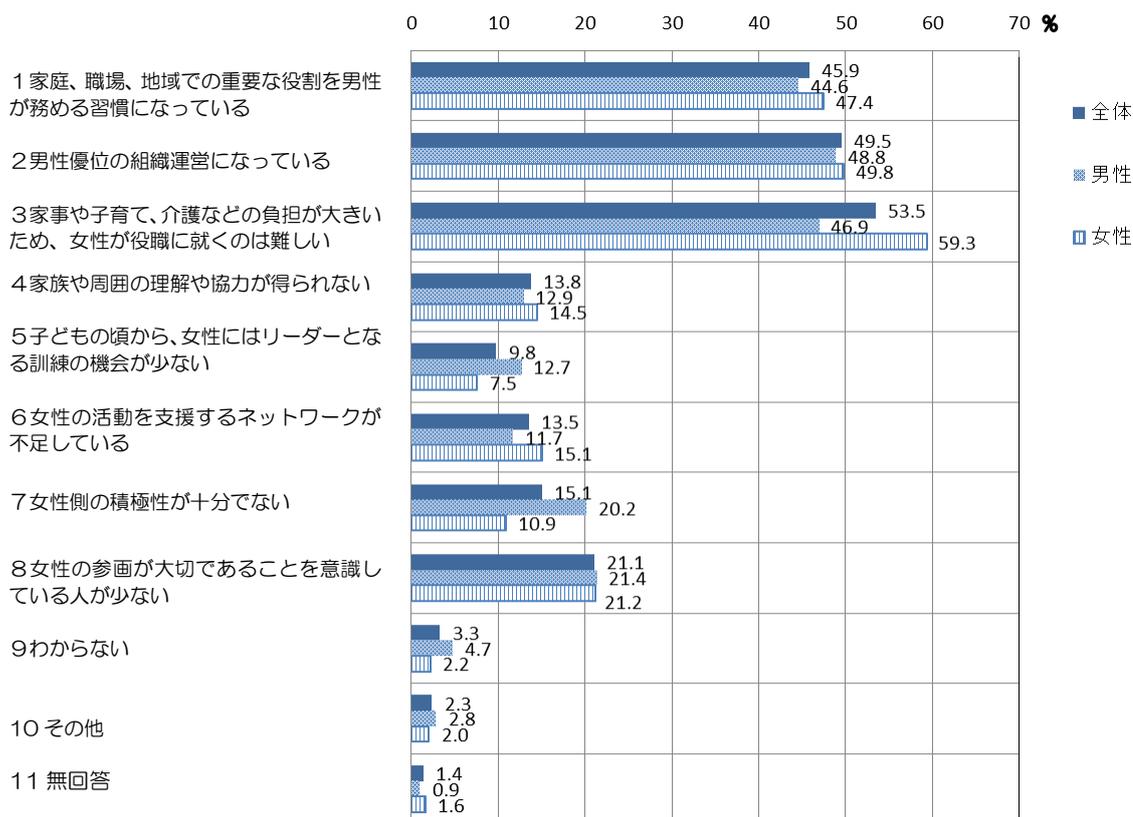
（注7）指導的地位の定義は、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当（平成19年男女共同参画会議決定）とされています。

（注8）「30%程度」という数値は、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえています。また、30%という「少数派が構成人数の30%を超えると組織の意思決定に影響を持つようになる」という経営学者ロザベス・モス・カンター教授が述べた「黄金の3割」理論も有名です。

[図表9] 入間市の審議会等に占める女性の割合の推移



〔図表 10〕 政策方針を決定する場に女性が占める割合が低い理由



資料：平成 27 年度男女共同参画社会に向けての入間市民意識調査

課題【1】 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 入間市女性活躍推進計画

性別にとらわれない多様な生き方を認め合うまちづくりには、市政に関わる審議会等において男女のバランスのよい参画が必要です。様々な分野で女性が活躍できるようチャレンジを支援し、市政に関わる審議会等における女性委員の割合を向上させるための取組を行います。

施策の方向 市、企業、地域コミュニティなどへの女性の参画推進と登用促進

No.	主な取組	説明	担当課
53	審議会等委員の女性参画の推進	女性委員ゼロの解消を促進します。	企画課
54	専門知識、技術を有する女性の登用促進	女性リーダー養成講座等受講者の審議会委員等への推薦を行います。	人権推進課
55	審議会等の委員の公募の推進	市政に幅広い知識の活用を進めていきます。	企画課
56	性別にかかわらず審議会等に参加できる工夫	審議会等開催時における託児支援、開催時間の工夫や夜間開催等の検討を行います。	企画課 人権推進課 こども支援課 保育幼稚園課 地域保健課
57	女性管理職登用の先進事例の紹介	ポジティブ・アクション（積極的格差是正）の取組等の先進事例の紹介を行います。	人権推進課 商工観光課

58	事業所等における女性登用の促進	市との入札制度における優遇措置等について調査・検討を行います。	人権推進課 管財課 商工観光課
59	市民団体等における女性参画拡大の啓発の実施	地域や市民団体等で活躍したい女性に対し情報提供を行います。	自治文化課 社会教育課

施策の方向 女性のエンパワーメント（注9）と人材育成

No.	主な取組	説明	担当課
60	女性リーダー養成講座等の充実	講座の実施、受講者の名簿登録による審議会等委員への推薦を行い女性参画を進めます。	人権推進課 人事課 商工観光課
61	女性リーダーに関する情報のネットワーク化の検討	働く女性のキャリアアップやネットワーク形成により、女性活躍による地域活性化と企業の人材育成を図る交流会等を検討します。	人権推進課 商工観光課
62	企業経営者等を対象とした啓発	地域の大学等との連携による企業向け女性活躍推進セミナーを開催します。	人権推進課 商工観光課

（注9）エンパワーメントとは、力をつけること。また、自ら主体的に行動することにより状況を変えていこうとする考え方のこと。

課題【2】女性の就労のための支援、環境整備 入間市女性活躍推進計画

働きたいと希望する女性や職場でステップアップしたいと希望する女性とその思いをかなえることのできる社会の実現が必要です。多様な生き方や働き方を実現でき、ゆとりある豊かで活力があふれ、生産性が高く持続可能な社会の実現を図るために女性の就労支援と環境整備を行う必要があります。そのために女性の多様な働き方、起業などへのチャレンジ支援の取組を進めます。

施策の方向 男女の均等な雇用機会と待遇の改善

No.	主な取組	説明	担当課
63	男女雇用機会均等法の周知	基本的法律の周知を行います。女性に対する各種ハラスメントの防止について啓発を行います。	人事課 商工観光課
64	事業所内保育施設設置の支援策の紹介	子育て支援の取組状況の紹介、働きやすい企業を選択するための情報提供を行います。	商工観光課 こども支援課 保育幼稚園課
65	職業訓練の紹介	未就労者の減少と多様な職業選択の進路を拓くための訓練の紹介を行います。	商工観光課

施策の方向 女性の多様な働き方への就業環境の整備

No.	主な取組	説明	担当課
66	働く女性・働きたい女性への情報提供	結婚、育児により離職した方、子育て中の女性を対象に就職のための情報提供を行います。	人権推進課 商工観光課
67	女性の就職・再就職支援	男女共同参画推進センターと地域施設等の連携による再就職講座、就労相談等の実施により、女性の就業機会の拡大を図ります。	人権推進課 人事課 商工観光課

施策の方向 女性の起業などのチャレンジ支援

No.	主な取組	説明	担当課
68	女性の起業支援	起業を目指す女性のための講座を実施します。先輩女性起業家のアドバイスを受ける等の実践的な事業内容を検討します。	人権推進課 商工観光課
69	女性のキャリア教育の充実	ライフイベントの影響を受けやすい女性に多様なライフスタイルの選択を可能にする情報提供と自身の適性や希望に基づく進路選択のために必要なキャリア教育の取組を行います。	人権推進課 商工観光課

課題【3】防災への男女共同参画の推進

災害時には、女性・子ども等生活上弱い立場の人に対するDVや性暴力が発生しやすい現状があります。平常時から男女共同参画の視点に立った防災対策を推進させる必要があります。防災対策の施策・方針決定の場における女性の参画や地域防災組織での女性の参画促進のための取組を行います。

施策の方向 防災、被災生活、復興施策への男女共同参画視点の導入と基盤整備

No.	主な取組	説明	担当課
70	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	防災に関する施策・方針決定過程における女性の参画を推進していきます。	危機管理課
71	地域防災組織への女性の参画促進	男女双方の視点を取り入れた防災講座を行い、女性の参加促進に繋がります。	危機管理課

□■数値目標■□

数値目標（成果）指標		当初値	目標値
⑤	市の審議会等に占める女性の割合	26.3%	35.0% (30%)
⑥	市職員管理職（課長職以上）における女性の割合	6.7%	15.0% (10%)

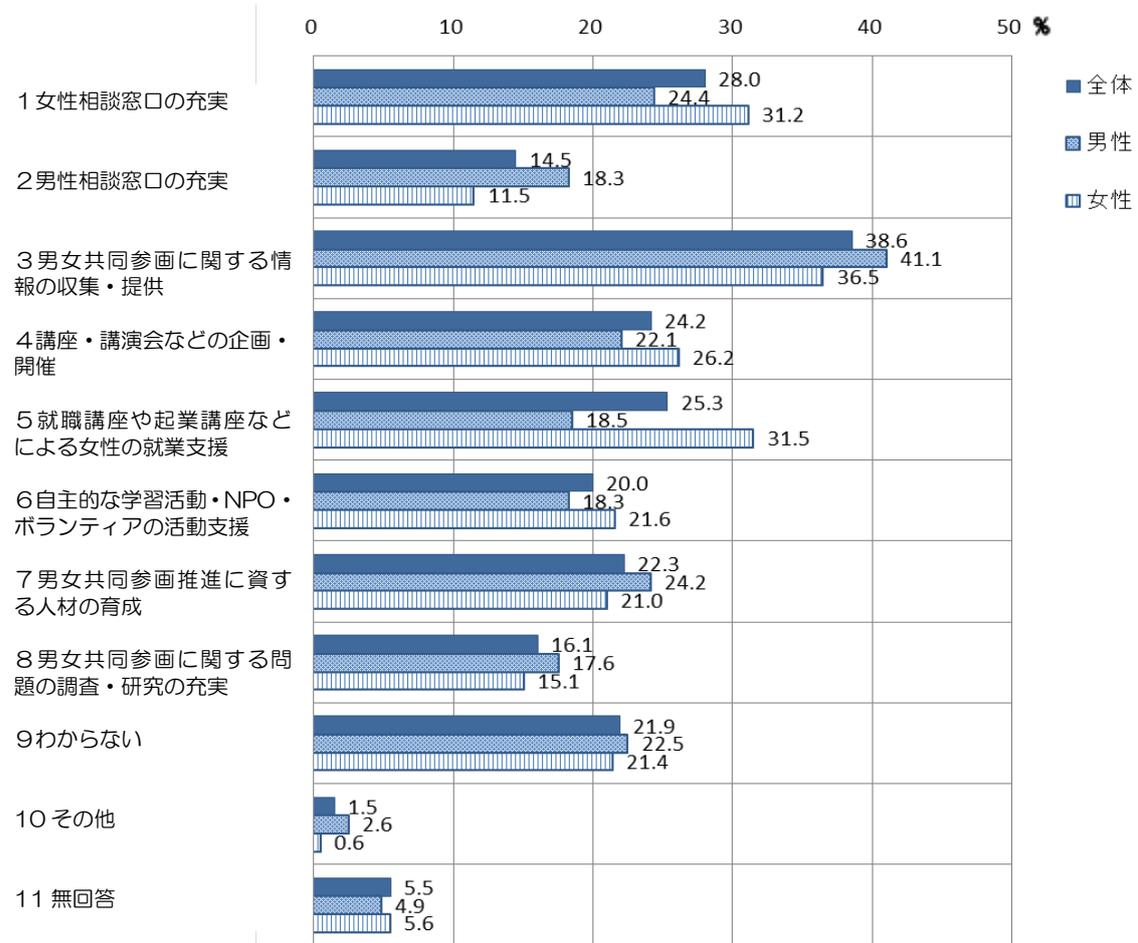
*当初値は平成28年4月1日現在の数値

*目標値の括弧内は第3次プランの目標値

計画実現のため推進体制を充実する

計画実現のため、プランに位置づけた施策を適切な進行管理のもと実施する全庁的な推進体制が必要です。また、すべての施策において男女共同参画の視点から取組を実施し、その評価を行うことが重要です。

〔図表 11〕 男女共同参画推進センターに期待する事業（複数回答）



資料：平成 27 年度男女共同参画社会に向けての入間市民意識調査

課題【1】拠点施設「男女共同参画推進センター」の機能・事業の充実

「意識調査」では、男女共同参画推進センターに期待する事業（複数回答項目）として「男女共同参画に関する情報の収集・提供」が38.6%、「女性相談窓口の充実」が28.0%、「就職講座や起業講座などによる女性の就業支援」が25.3%で高い割合を占めています。〔図表11〕これらの事業の充実と周知を図ることにより、拠点施設「男女共同参画推進センター」の利用率を高めていきます。

施策の方向 相談・情報・学習・交流機能の活性化と事業の多様化

No.	主な取組	説明	担当課
72	さまざまな学習機会及び情報の提供、充実	市民に親しまれる施設としてのセンターの機能強化と実施事業の理解、利用を促進していきます。	人権推進課
73	市民提案型協働事業の実施	センターの実施事業に市民の視点を取り入れるとともに、市民と実施します。	自治文化課 人権推進課
74	相談事業の充実	相談しやすい相談環境の整備、相談内容の充実のため相談員の研修を行います。	人権推進課
75	情報紙、ホームページ運営の充実	センターの機能としての情報提供の内容、方法についての充実を進めます。	人権推進課
76	情報収集・調査研究の充実	男女共同参画推進のため必要な情報・調査研究資料の収集を行い提供することで意識啓発を進めます。	人権推進課

施策の方向 市民・団体・事業者との連携の促進

No.	主な取組	説明	担当課
77	国・県・他市町村・関係機関等との連携強化	他機関との連携を強化し、関連する施策や事業などを活用して男女共同参画を推進します。	人権推進課
78	市民・団体・事業者との連携強化	学識経験者、団体、市商工会、市工業会、公募市民等で構成する入間市男女共同参画審議会において、計画の進捗状況等について協議するとともに必要な審議を行い、男女共同参画の推進を行います。	人権推進課
79	団体・事業者との交流の場の提供	情報提供や交流の場を提供することにより男女共同参画を推進します。	自治文化課 人権推進課 商工観光課

課題【2】庁内推進組織の活性化

男女共同参画の推進は、すべての部署の職員が男女共同参画の視点から業務に取り組む必要があります。職員の男女共同参画意識の向上のため、研修や定期的に意識調査を行うことで意識啓発を図ります。女性活躍推進法による特定事業主行動計画の目標実現に向けて、トップが先頭に立って意識改革や男女を通じた働き方の改革を行い、市役所が市内の事業所のモデルとなる積極的な行動が必要です。

施策の方向 職員の男女共同参画意識の啓発

No.	主な取組	説明	担当課
80	男女共同参画に関する庁内推進組織の設置、運営	男女の視点に立った事業展開の周知と理解促進のための運営を行います。	人権推進課
81	男女共同参画意識を定期的（5年ごと）に調査	定期的に行うことが意識啓発に繋がるため、職員に意識調査の実施を行います。	人権推進課 人事課
82	意識定着に向けた研修・啓発の実施	男女共同参画の視点による研修等を実施し意識の定着を促進します。	人事課

施策の方向 庁内組織の体質改善

No.	主な取組	説明	担当課
83	特定事業主行動計画（女性活躍推進法）の推進	市内モデル事業所として男女共同参画を推進します。（育児休業等の取得率の増加、年次有給休暇の取得率の増加、女性管理職増等）	人事課 人権推進課
84	第4次いるま男女共同参画プランの進捗状況の把握による意識啓発	男女の視点に立った事業展開を意識したプランの進捗状況を把握することにより男女共同参画意識の啓発に繋がります。	人事課 人権推進課

課題【3】計画の進行管理・評価

計画の実現に向けて計画にある事業の進捗状況をPDCAサイクルにのっとり管理、分析し、成果の評価を行い、フォローアップ体制を整備していきます。年度ごとに男女共同参画審議会において第三者による評価を行います。

施策の方向 計画の進捗状況を分析・評価し改善

No.	主な取組	説明	担当課
85	進捗状況の調査・評価と公表	各課の事業実施状況について男女共同参画の視点にたった自己評価を行い、男女共同参画審議会において第三者評価後、実施報告として公表します。	人権推進課
86	評価に伴うフォローアップ	第3次評価を担当課へ周知することより事業の見直しを行う機会とし、実施結果のステップアップに繋がります。	人権推進課
87	推進センターの事業の実施状況及び利用状況の公表	推進センターの認知度を上げるための方策の検討を行います。	人権推進課
88	市民の男女共同参画意識を定期的（5年ごと）に調査	推進状況の把握により計画の見直しを行い成果を高める取組に繋がります。	人権推進課

□■数値目標■□

数値目標（成果）指標		当初値	目標値
⑦	男女共同参画推進センターを知っている人の割合	7.1%	30.0% (30%)

*当初値は平成27年度「意識調査」結果

*目標値の括弧内は第3次プランの目標値

男女共同参画社会

“それぞれの人権を尊重しあい、個性と能力を高めあう入間”の実現



入間市男女共同参画推進体制

市は、市民や事業者と連携・協働し、入間市男女共同参画推進条例に基づき男女共同参画社会の実現に向けた第4次いるま男女共同参画プランの取組を推進していきます。

市民・事業者

市民
団体
事業者
地域

入間市男女共同参画都市宣言

連携・協働

市

男女共同参画審議会
男女共同参画推進センター
男女共同参画庁内推進会議
各課

入間市男女共同参画推進条例
第4次いるま男女共同参画プラン

連携・情報提供
国・県・近隣市

參考資料

◇男女共同参画に関する国内外の動き

1 世界の動き

■「婦人の地位委員会」の設置 ～男女平等に向けて～

国際連合は、昭和 21(1946)年「婦人の地位委員会」を設置し、女性の法的権利の整備、女性の人権に関する国際的な基準の作成にとりかかりました。

■国際婦人年から国連婦人の十年 ～世界的な行動の始まり～

国際連合が 昭和 50(1975) 年を「国際婦人年」と定め、初の世界女性会議である「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」（メキシコシティ）を開催しました。そして、昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年の 10 年間を「国連婦人の十年」と位置づけ、世界各国に対し男女平等に向けた積極的な取組を呼びかけました。

■「女子差別撤廃条約」 ～あらゆる形態の差別の撤廃を～

昭和 54(1979)年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（条文は 38 ページ）が採択されました。女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要な措置（法律、規則、慣習、慣行の修正や廃止など）を各国がとることを明記しています。翌年「国連婦人の十年 中間年世界会議（第2回世界女性会議）」の際に行われた条約署名式において、わが国も署名しました。

■婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 ～「国連婦人の十年」の総括～

昭和 60(1985)年に、ケニアのナイロビで「国連婦人の十年 最終年世界会議（第3回世界女性会議）」が開催され、「国連婦人の十年」の成果検討・評価が行われるとともに、西暦 2000 年に向けて各国が積極的な取組をする上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

■「北京宣言」と「行動綱領」 ～21 世紀に向けての具体的行動～

平成 7(1995)年 北京で開催された、第4回世界女性会議では「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価が実施されました。そして、実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全面参加など 38 項目からなる「北京宣言」と、世界中の女性のエンパワーメント（*1）に関するアジェンダ（予定表）としての「行動綱領」が採択され、12 の重大問題領域について取組むべき戦略目標と行動が示されました。

■女性 2000 年会議 ～行動綱領の完全実施に向けて～

平成 12(2000)年には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」の実施状況の検討・評価が行われました。そして、目標達成の決意を表明する「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（いわゆる成果文書）」が採択されました。

■北京+10 ～北京宣言の実施状況見直しと評価～

北京会議から 10 年目にあたる、平成 17(2005)年に、第 49 回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10」）が、国連本部（ニューヨーク）で開催されました。

「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題を協議し、「宣言」及び 10 項目からなる「決議」が採択されました。

■女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告に対する最終見解 ～差別の無い社会へ～

平成 20(2008)年、日本政府は「女子差別撤廃条約」の規定(*2)に基づいて、条約実施状況に関する第 6 回政府報告を提出しました。同報告は、国連本部で開催された女子差別撤廃委員会において審議されました。翌平成 21(2009)年に、わが国の報告に対して同委員会から、婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等民法の改正や、女性に対する暴力の問題に対する取組など、21 項目にわたる関心事項及び勧告が、最終報告として公表されました。

■北京+15 ～国連機能強化におけるジェンダー 4 機関の統合～

平成 22(2010)年、第 54 回国連婦人の地位委員会（通称「北京+15」）が国連本部で、15 周年を迎える「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催され、「国連機能強化におけるジェンダー 4 機関の統合」等の決議が採択されました。翌年、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）、ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）の国連の 4 つの機関を統合したジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」が活動を開始しました。

■自然災害とジェンダー(*3) ～防災等における女性の参画～

平成 24(2012)年、第 56 回国連婦人の地位委員会が、国連本部で開催されました。日本が提出した防災、災害救護、復旧復興の全ての段階における女性の参画や、女性のニーズへの配慮を求めること等を内容とする「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

■北京+20 ～男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向けて～

平成 27(2015)年、第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）が国連本部で「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況及び評価を主要テーマに開催され、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」等が採択されました。

■ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの実現のために

平成 28(2016)年、第 60 回国連婦人の地位委員会が、国連本部（ニューヨーク）で開催されました。「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」の合意結論と「パレスチナ女性の状況及びその支援」「紛争下における女性及び児童の人質解放」等の決議が採択されました。

(*1)女性のエンパワーメント

力(パワー)をつけること。女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力をもち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことを意味します。エンパワーメントの考え方は、1980年代の半ばから発展途上国の女性運動の中で提起され議論が深まり、1995年の北京会議でキーワードとして用いられたことにより国際社会に浸透してきました。

(*2)女子差別撤廃条約の第18条では、締約国は条約の実施のためにとった措置や進歩の状況を、国連事務総長に提出することを義務づけています。日本は平成26(2014)年に第7回及び第8回報告を提出しました。

(*3)ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をいいます。

2 国の動き

■婦人問題企画推進本部の設置と国内行動計画の策定 ～世界の動きと合わせて～

わが国では、昭和50(1975)年の「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和52(1977)年には「国内行動計画」を策定して、以後10年間の女性の地位向上のための目標を明らかにしました。

■「女子差別撤廃条約」批准 ～国内法と制度の整備～

昭和55(1980)年に、「女子差別撤廃条約」に署名しました。その批准に際しては条約の主旨に沿った国内法や制度等の整備を行わなければならないため昭和60(1985)年の「国籍法」の改正(国籍取得の際の父系血統主義から父母両系の血統主義へ)及び「男女雇用機会均等法」の制定、家庭科授業の男女共修など、様々な取組を行いました。そして同年、条約を批准し72番目の締結国になりました。

■新国内行動計画の策定 ～男女共同参加型社会から参画型社会の形成を目指す～

昭和62(1987)年には、ナイロビ将来戦略を受けて、男女共同参加型社会の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成3(1991)年には、「新国内行動計画」の第一次改定が行われ、「社会のあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠である」との考えから、「参加」を「参画」に改め、男女共同参画型社会の形成を目指すこととしました。

■男女共同参画推進本部の設置 ～国の推進体制の拡充～

平成6(1994)年、総理府に「男女共同参画室」を新設するとともに、「男女共同参画推進本部(*4)」を設置し、さらには内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設け、国の推進体制を拡充・強化しました。

■男女共同参画2000年プラン ～北京会議の成果をふまえて～

平成8(1996)年には、「北京宣言及び行動綱領」と、男女共同参画審議会が答申し

た「男女共同参画ビジョン」に基づいて、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。その中で、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行等の見直し」や「女性に対する暴力の根絶」等の新たな課題が示されました。

■「男女共同参画社会基本法」制定 ～男女共同参画社会実現への責務～

平成 11(1999)年、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行う上での法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は、男女共同参画社会の実現が 21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、国・地方公共団体・国民の責務と施策の基本的な事項を明らかにしています。

また、平成 12(2000)年には、この基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。

国の推進体制は翌年の中央省庁再編に伴い、総理府「男女共同参画室」から内閣府「男女共同参画局」に組織機能が強化され「男女共同参画会議」が設置されました。

■「配偶者暴力防止法」制定 ～パートナーからの暴力対策の具体化～

平成 13(2001)年、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が成立しました。この法律では、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することを定めるとともに、「保護命令」が創設され、被害者が更なる暴力により生命身体に危害を受けるおそれがあるときは、裁判所が加害者を引き離すための命令を発することができるようになりました。平成 16(2004)年の改正では、都道府県に基本計画の策定が義務付けられたほか、配偶者からの暴力の定義が精神的暴力・性的暴力を含むものとして拡大され、保護命令制度も拡充されました。

■男女共同参画基本計画(第 2 次) ～長期的な施策の提示と法・制度の拡充～

平成 17(2005)年には、「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、基本的な考え方として 12 の重点分野が掲げられ、それぞれについて平成 32(2020)年までを見通した長期的な施策の方向性が示されました。

また、子育てや介護等によりいったん離職した女性の再就職・起業等を総合的に支援するための「女性の再チャレンジ支援プラン」を策定しました。これは、安心して子育てしながら女性が再チャレンジできる社会の実現を目指すもので、2015 年に女性の労働力人口を 25 万人増(2005 年比)とする目標が設定されました。

平成 18(2006)年には「男女雇用機会均等法」が改正されました。女性に対する差別の禁止から、男女双方に対する差別の禁止など、性別による差別禁止の範囲を拡大、妊娠・出産などを理由とする不利益扱いの禁止、これまで女性を対象としていたセクシュアル・ハラスメントについて男性も含める対策を講じることなどが規定されました。

■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) ～多様な生き方が選択できる社会～

平成 19(2007)年、男女共同参画会議において「ワーク・ライフ・バランス(*5)推進の基本的方向」が示されるとともに、関係閣僚・経済界・労働界・地方公共団体の代表により構成される「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において「仕事と生

活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

憲章は、仕事と生活の調和の実現に向けての国民的な取組の大きな方向性を提示するものであり、行動指針は、憲章を受けて、企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を数値目標なども交えて具体的に示しています。

憲章及び行動指針に基づき、仕事と生活の調和を推進していくため、平成 20(2008) 年を「仕事と生活の調和元年」と位置づけました。

■男女共同参画基本計画(第3次)

平成 22(2010)年、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

この基本計画では、①女性の活躍による経済社会の活性化 ②男性、子どもにとっての男女共同参画 ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応 ④女性に対するあらゆる暴力の根絶 ⑤地域における身近な男女共同参画の推進 の5つの視点を改めて強調しています。

施策の基本的方向と具体的施策として、男女共同参画を推進する 15 の重点分野を掲げ、本計画を実効性のあるアクションプランとするために「成果目標」を示しています。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）制定

この法律は、働く場面において女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状と急激な人口減少局面における将来の労働力不足の懸念や人材の多様性（ダイバーシティ）の確保に対応するため、平成27年8月制定されました。国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、地方公共団体（都道府県、市町村）は、基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画策定が努力義務とされています。また、国や地方公共団体、民間事業者（労働者が300人以上）は「事業者行動計画」の策定・公表を行います。

■男女共同参画基本計画(第4次)

平成27(2015)年、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。この基本計画では、①男性中心型労働慣行(*6) 等を変革 ②あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性採用・登用の推進、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くする ③様々な困難な状況に置かれている人々への支援と環境整備 ④東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用 ⑤女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化 ⑥国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上 ⑦地域における推進体制の強化 の7つの視点を改めて強調しています。

施策の基本的方向と具体的施策として、男女共同参画を推進する 12 の重点分野を掲げ、本計画を実効性のあるアクションプランとするために「成果目標」を示しています。

(*4) 男女共同参画推進本部

「婦人問題企画推進本部」を拡大発展させたもので、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官を女性問題担当大臣としての副本部長とし、全閣僚を本部員として組織されました。

(*5)ワーク・ライフ・バランス

ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させるという意味で、性別・年齢を問わず、誰もが自己の人生の各段階に応じて、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など様々な活動を、自らの希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。1990年代に欧米で使われはじめた概念です。

(*6)男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行。

3 埼玉県の動き

■時代に応じた行動計画の策定 ～世界の潮流に合わせて～

昭和 50(1975)年の「国際婦人年」に始まる国際的な動きと、国内婦人問題企画推進本部の設置の動きを背景に、昭和 51(1976)年、女性行政を担当する県の組織として、生活福祉部婦人児童課に婦人問題総合窓口を設置しました。

昭和 54(1979)年からは、時代に応じた行動計画の策定のために、第一次から第三次まで行動計画(*7)を策定し、継続して推進しました。

■「埼玉県男女共同参画推進条例」制定 ～全国に先駆けた条例制定～

平成 12(2000)年には、全国に先駆けて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。

そして、男女共同参画に関する苦情処理機関の設置や訴訟支援、男女共同参画推進事業所の表彰など、実効ある施策を展開してきました。

■埼玉県男女共同参画推進プラン 2010 の策定 ～長期的視点に立ったプラン～

平成 14(2002)年に、条例に基づく初の基本的な計画である「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010～あなたらしさを発揮して～」(計画期間：平成 14～22 年度)を策定し、あらゆる分野に男女共同参画と人権尊重の視点を取り入れることを主眼として、具体的な道筋を示しました。

また、県の施策を実施し、県民や市町村の取組を支援するための総合的な拠点として、さいたま新都心に「埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)」を開設しました。

■女性への具体的な支援 ～積極的な施策の実行～

平成 16(2004)年から、「女性のチャレンジ支援事業」の実施が始まりました。With You さいたまを拠点として、起業を目指す女性の支援講座、就職支援セミナーなどを開催し、女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、様々な分野への女性のチャレンジを支援しています。

平成 17(2005)年に、「さいたま輝き荻野吟子賞」(*8)を創設し、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人や団体、事業所を表彰しています。

また、「埼玉県子育て応援行動計画」を策定し、総合的な子育て支援策を推進しています。

■新たな課題への施策強化 ～関連計画の策定と推進プランの見直し～

平成 18(2006)年には、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援に至るまでの施策を推進することで、暴力を許さない社会の実現に向けた取組を強化しました。

平成 19(2007)年に、「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」の見直しを行い、新たな課題に対応するため重点事項の決定や推進指標の追加などをするとともに、名称を「埼玉県男女共同参画推進プラン」に、終期を平成 23 年度に変更しました。

■女性の活躍推進 ～女性活躍の環境整備～

平成 24(2012)年に、「埼玉県男女共同参画基本計画」(計画期間：平成 24～28 年度)を策定し、「男女共同参画社会の実現—男女がともに個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉—」をめざし、施策を総合的かつ計画的に推進してきました。「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」を策定し、埼玉県男女共同参画推進センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を付加しました。

また、産業労働部ウーマノミクス課を設置し、女性の力が原動力となって経済の好循環を生み出す「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」を展開し、「働きやすい環境の整備」、「女性の就業・起業支援」、「女性の活躍を応援する気運づくり」を柱に様々な取組を行っています。

■新たな男女共同参画の視点からの対応 ～多様性に富んだ活力ある社会づくり～

平成 29(2017)年に、これまでの成果を踏まえ、今後の人口減少、人口構造の変化、そして社会変化のスピードの加速などの新たな課題に男女共同参画の視点から対応するため「埼玉県男女共同参画基本計画(平成 29～33 年度)」を策定しました。女性活躍推進法の推進基本計画としても位置付けられています。また、これまでの取組強化と市町村における支援の充実、県全体のDV対策を推進するため「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」を策定しました。

(*7) 第一次から第三次までの行動計画

- ・ 第一次計画：婦人の地位向上に関する埼玉県計画(昭和 54～60 年度)
- ・ 第二次計画：男女平等社会確立のための埼玉県計画(昭和 61～平成 7 年度)
- ・ 第三次計画：2001 彩の国男女共同参画プログラム(平成 7～13 年度)

(*8) 荻野吟子

1851(嘉永 4)年—1913(大正 2)年。わが国における最初の女性医師。現在の埼玉県熊谷市に生まれました。明治初頭の日本では婦人科の医師が男性のみであったために、治療に苦心した自身の経験から女医になることを志します。男尊女卑で女性に受験資格が無いという社会通念の中であって、不屈の精神で道を拓き産婦人科医師となりました。婦人の地位向上のための活動を行った女性活動家としても知られています。

この荻野吟子の不屈の精神を今に伝えるため、先駆的な活動などで、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人、団体、事業所を表彰するものです。

男女共同参画に関する年表 ～国際婦人年以降の動き～

年	世界・国連	国	埼玉県	入間市
昭和50年 (1975年)	◇国際婦人年 ◇国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議:メキシコシティ)で「世界行動計画」採択	◇婦人問題企画推進本部発足 ◇総理府に婦人問題担当室設置		
昭和51年 (1976年)	◇1976年から1985年までの10年を「国連婦人の十年」とする	◇民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ◇第1回日本婦人問題会議(労働省)	◇生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
昭和52年 (1977年)		◇「国内行動計画」策定 ◇国立婦人教育会館(嵐山町)が開館	◇企画財政部に婦人問題企画室長設置 ◇婦人問題庁内連絡会議設置 ◇埼玉婦人問題会議発足	
昭和54年 (1979年)	◇第34回国連総会で女子差別撤廃条約採択		◇県民部に婦人問題企画室長設置	
昭和55年 (1980年)	◇「国連婦人の十年」中間年世界会議(第2回世界女性会議:コペンハーゲン)開催	◇民法一部改正(配偶者の法定相続分1/3から1/2に)	◇「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ◇県民部に婦人対策課設置 ◇婦人関係行政推進会議設置	
昭和56年 (1981年)	◇ILO総会でILO第156号条約採択(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)			
昭和59年 (1984年)		◇国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍を父系血統主義から父母両系主義へ)(施行は昭和61年)	◇「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	◇社会教育課に婦人青少年係設置
昭和60年 (1985年)	◇「国連婦人の十年」最終年世界会議(第3回世界女性会議:ナイロビ)で「ナイロビ将来戦略」採択 ◇NGOフォーラム開催	◇女子差別撤廃条約批准 ◇男女雇用機会均等法成立(施行は昭和61年) ◇労働基準法一部改正(施行は昭和61年)	◇「国連婦人の十年」最終年世界会議・NGOフォーラムに埼玉県婦人派遣団参加	
昭和61年 (1986年)			◇「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
昭和62年 (1987年)		◇「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	◇「婦人対策課」を「婦人行政課」に名称変更	
平成元年 (1989年)		◇法例の一部を改正する法律成立(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)		
平成2年 (1990年)	◇「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ◇ILO総会でILO第171号条約採択(夜業に関する条約)		◇「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ◇埼玉県県民活動総合センター(伊奈町)が開館	
平成3年 (1991年)		◇「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画(第1次改定)」策定 ◇育児休業法成立(施行は平成4年)	◇「婦人行政課」を「女性政策課」に名称変更	
平成4年 (1992年)		◇初の婦人問題担当大臣設置		◇入間市女性問題協議会設置
平成5年 (1993年)	◇国連世界人権会議(ウィーン)で「ウィーン宣言」採択 ◇国連総会で「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」採択	◇パートタイム労働法成立		◇市長から入間市女性問題協議会へ「女性問題に関する行動計画について」諮問
平成6年 (1994年)	◇ILO総会でILO第175号条約採択(パートタイム労働に関する条約) ◇国際人口・開発会議(カイロ)開催	◇男女共同参画推進本部発足 ◇男女共同参画審議会設置 ◇総理府に男女共同参画室設置	◇1994 彩の国の女性発行	◇「社会教育課婦人青少年係」を「社会教育課女性青少年係」に名称変更
平成7年 (1995年)	◇第4回国連世界女性会議(北京)で「北京宣言及び行動綱領」採択 ◇社会開発サミット(コペンハーゲン)開催	◇育児・介護休業法成立 ◇ILO第156号条約批准(家族的責任条約)	◇「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	◇入間市女性問題協議会から市長へ「女性問題に関する行動計画について」啓申 ◇男女共生社会に向けての市民意識調査実施

平成8年 (1996年)		◇「男女共同参画2000年プラン」策定 ◇男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足	◇世界女性みらい会議開催、「埼玉宣言」採択	
平成9年 (1997年)		◇労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等)(施行は平成11年) ◇男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定等)(一部を除き、施行は平成11年) ◇介護保険法成立(施行は平成12年)	◇「県民部女性政策課」から「環境生活部女性政策課」に組織変更 ◇女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 ◇埼玉県女性センター(仮称)基本構想策定	◇「共にかがやき いきいきと いるま男女共生プラン」策定 ◇女性政策の所掌事務を社会教育部社会教育課から企画部企画課に移管。企画課に女性政策担当設置 ◇いるま男女共生プラン推進委員設置 ◇入間市女性政策推進スタッフ会議発足
平成10年 (1998年)			◇埼玉県女性センター(仮称)基本計画策定	◇入間市女性団体名簿登録開始 ◇いるま女性団体ニュース創刊 ◇入間市女性団体交流会開催 ◇4市女性政策担当合同事業検討会議開始
平成11年 (1999年)	◇「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	◇「男女共同参画社会基本法」公布、施行(*1) ◇「男女雇用機会均等法」改正 ◇「育児・介護休業法」改正	◇女性問題協議会が「男女共同参画推進条例(仮称)」を答申	◇男女共生社会に向けての入間市職員意識調査実施
平成12年 (2000年)	◇国連特別総会「女性2000年会議」(*2) 「政治宣言」、「成果文書」採択	◇「男女共同参画基本計画」閣議決定 ◇「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	◇「埼玉県男女共同参画推進条例」制定、施行(*3) ◇男女共同参画に関する苦情処理機関の設置 ◇訴訟支援の実施	◇4市交流会開催 ◇女と男の情報紙創刊 ◇男女共生社会に向けての市民意識調査実施
平成13年 (2001年)		◇男女共同参画会議、男女共同参画局を設置 ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行(*4)	◇「環境生活部女性政策課」から「総務部男女共同参画課」に組織変更	
平成14年 (2002年)		◇アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ◇「育児・介護休業法」改正(仕事と家庭の両立支援策の充実)	◇「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ◇埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)開設	◇「共にかがやき いきいきと いるま男女共生プラン」改訂
平成15年 (2003年)	◇女子差別撤廃委員会による日本レポート審議(ニューヨーク)	◇「少子化社会対策基本法」公布、施行 ◇女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 ◇「次世代育成支援対策推進法」公布、施行(*5) ◇「女性のチャレンジ支援策の推進について」(男女共同参画推進本部決定) ◇「母子及び寡婦福祉法」等の改正(母子家庭等の自立促進)		◇女性による「模擬議会入間市女性議会」開催 ◇「入間市男女共同参画都市宣言」 ◇入間市男女共同参画都市宣言記念式典開催
平成16年 (2004年)		◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(配偶者からの暴力定義の拡大)(*6) ◇「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」(男女共同参画推進本部決定)	◇「女性のチャレンジ支援事業」開始(*7)	◇「入間市男女共同参画推進センター」開館 ◇女性のための悩みごと相談開始
平成17年 (2005年)	◇第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)(*8)	◇「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ◇「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	◇「さいたま輝き荻野吟子賞」創設 ◇「埼玉県子育て応援行動計画」策定	
平成18年 (2006年)	◇「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(東京)	◇「男女雇用機会均等法」改正(男性に対する差別禁止) ◇東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ◇「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ◇「国の審議会等における女性委員の登用の促進につい	◇「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	◇入間市男女共同参画推進センター ホームページ開設 ◇市長から入間市女性問題協議会へ「第2次いるま男女共生(男女共同参画)プランの基本方針について」諮問 ◇男女共同参画推進スタッフ会議発足(女性政策推進ス

		て」(男女共同参画推進本部決定)		トップ会議から名称変更)
平成 19 年 (2007 年)	◇「第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(インド)	◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ◇「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ◇「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ ◇「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(*9)	◇「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」見直し「埼玉県男女共同参画推進プラン」に名称変更	◇入間市女性問題協議会から市長へ「第 2 次いるま男女共生(男女共同参画)プランの基本方針について」答申 ◇「共にかがやき いきいきと第 2 次いるま男女共同参画プラン」策定
平成 20 年 (2008 年)		◇女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出 ◇「女性の参画加速プログラム」(男女共同参画推進本部決定)	◇女性キャリアセンター開設	◇入間市男女共同参画都市宣言 5 周年記念事業実施
平成 21 年 (2009 年)	◇「第 3 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(韓国) ◇女子差別撤廃委員会が第 6 回日本審査の総括所見発表	◇「育児・介護休業法」改正(*10) ◇女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議 ◇男女共同参画シンボルマーク決定	◇「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)」策定	◇入間市市民活動センター・入間市男女共同参画推進センター開館 5 周年記念事業実施、愛称[イルミン]決定
平成 22 年 (2010 年)	◇第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	◇「男女共同参画基本計画(第 3 次)」閣議決定 ◇「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ◇APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 ◇第 8 回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合	◇女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合	◇「入間市男女共同参画推進条例」制定 ◇市長から入間市男女共同参画審議会へ「第 3 次いるま男女共同参画プランの基本方針について」諮問 ◇男女共同参画社会に向けての市民意識調査実施
平成 23 年 (2011 年)	◇ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足			◇市制施行 45 周年記念事業「いるま男女共同参画フェスタ」開催
平成 24 年 (2012 年)	◇第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	◇「改正育児・介護休業法」の全部施行 ◇「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 ◇「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」制定	◇「平成 24 年度～28 年度埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ◇「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 3 次)」策定 ◇産業労働部ウーマノミクス課設置 ◇女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更 ◇埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加	◇入間市男女共同参画審議会から市長へ「第 3 次いるま男女共同参画プランの基本方針について」答申 ◇「女と男 共にかがやき いきいきと 第 3 次いるま男女共同参画プラン」策定 ◇女性政策の所掌事務を企画部企画課から市民部移管。自治文化課に男女共同参画担当設置
平成 25 年 (2013 年)		◇若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(*11) ◇「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ◇「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる		
平成 26 年 (2014 年)	◇第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択(内容は第 3 回国連防災世界会議等を見据え、強化、補足したものになっている)	◇「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ◇「日本再興戦略」改訂 2014 に「女性が輝く社会」の実現が掲げられる ◇女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催		◇入間市市民活動センター・入間市男女共同参画推進センター開館 10 周年記念事業実施

平成 27 年 (2015 年)	◇国連「北京+20」記念会合 (第 59 回国連婦人の地位 委員会(ニューヨーク)) ◇第 3 回国連防災世界会議 (仙台)「仙台防災枠組」採 択 ◇UN Women 日本事務所開 設 ◇「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(*13)」 (SDGs)採択(目標 5: ジェ ンダー平等を達成し、すべ ての女性及び女兒の能力強 化を行う)	◇「女性活躍加速のための重 点方針 2015」策定 ◇「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」 制定(*12) ◇「男女共同参画基本計画(第 4 次)」閣議決定	◇市長から入間市男女共同参 画審議会へ「第 4 次いるま 男女共同参画プランの基本 方針について」諮問 ◇男女共同参画社会に向けて の入間市職員意識調査実施 ◇男女共同参画社会に向けて の市民意識調査実施
平成 28 年 (2016 年)	◇第 60 回国連婦人の地位委 員会(ニューヨーク)	◇女性差別撤廃条約実施状況 第 7 回及び第 8 回報告審議 ◇「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」 完全施行 ◇「女性活躍加速のための重 点方針 2016」策定 ◇「女性の活躍推進のため開 発戦略」策定	◇市制施行 50 周年記念事業 「男女共同参画セミナー (公開講演会)・人権啓発講 演会」開催
平成 29 年 (2017 年)			◇「埼玉県男女共同参画基本 計画(平成 29~33 年度)」 策定 ◇「配偶者等からの暴力防止 及び被害者支援基本計画 (平成 29~33 年度)」策定 ◇入間市男女共同参画審議会 から市長へ「第 4 次いるま 男女共同参画プランの基本 方針について」答申 ◇「第 4 次いるま男女共同参 画プラン」策定

- *1…男女共同参画社会基本法：男女共同参画社会の実現に向けた取組みを行う上での法的根拠となる法律。男女共同参画社会実現を 21 世紀の我が国社会を決定づける最重要課題とし、国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項等について 明らかにしました。
- *2…国連特別総会「女性 2000 年会議」：ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催されました。北京会議（1995 年）で採択された行動綱領の各国実施状況の検証と、今後各国政府のとるべき行動目標が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」として採択されました。
- ★北京宣言：1995 年「第 4 回世界女性会議」で 21 世紀に向けての女性の地位向上の指針となる、12 の重大問題領域を定めています。
- *3…埼玉県男女共同参画推進条例：県民や地域社会の視点に立ち、地域の実情を十分踏まえ、県民意識を最大限に発揮した上で、全国に先駆けて制定されました。
- *4…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律：夫・パートナーからの暴力対策を具体化した法律。「保護命令」が創設され、被害者が暴力により生命身体に危害を受けるおそれがあるときは裁判所が加害者を引き離すための命令を発することができるようになりました。
- *5…次世代育成支援対策推進法：次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される環境の整備を、国、県、市町村、事業者、地域が一体となって行う「次世代育成支援対策」が進められています。
- *6…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(改正)：都道府県に基本計画の策定を義務づけたほか、配偶者からの暴力の定義が、精神的暴力・性的暴力を含むものとして拡大されるとともに、保護命令制度が拡充されました。
- *7…女性のチャレンジ支援事業：この事業は、男女、とりわけ女性が個性と能力を十分に発揮しえない現状を踏まえ、女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、様々な分野への女性のチャレンジを支援するものです。男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点として、関係機関・団体からなるチャレンジ支援ネットワークを設置し、起業を目指す女性の支援講座、就職セミナー、NPO などの企画提案によるチャレンジ支援講座の開催などを行っています。
- *8…第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」世界閣僚級会合）：「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しと、今後の課題について協議し、「宣言」及び 10 項目からなる「決議」が採択されました。
- *9…仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」：憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義しています。行動指針では、企業や働く者の効果的な取り組み及び国や地方公共団体の施策の方針を示しています。
- *10…育児・介護休業法(改正)：3 歳までの子を養育する労働者について短時間勤務制度(1 日 6 時間)を設けることを事業主の義務とすること、介護のための短期休暇制度を創設すること、父母がともに育児休業を取得する場合、1 歳までの間に 1 年間育児休業を取得可能とすることなどが定められました。
- *11…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなります。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。
- *12…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律：この法律の成立により、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等※)に義務付けられました。※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあっては努力義務
- *13…持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(2030 アジェンダ)：2001 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17 のゴール・169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)を掲げています。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

（基本的人権の享有と本質）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等）

第 14 条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

〔2、3項略〕

（家庭生活における個人の尊厳と両性の平等）

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が平等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979 年（昭和 54 年）国際連合採択

1981 年（昭和 56 年）発効

1985 年（昭和 60 年）日本国批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文章にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衝平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、全ての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、ま

た、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維

持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成されたときに廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置を執る。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性について適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普

通教育、技術教育、専ら月教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励する事により、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画く成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差を出来る限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第 11 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係わるすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係わる健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、つぎのことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の

設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸し付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるか無いかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。
特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続きのすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文章（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に西己偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任を持って決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係わる同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することが出来る。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2を持って定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員の内9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員の内2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提出する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請する時。

- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間を合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員

会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、又、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定に実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置がある時は、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規定に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語を等しく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて
きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女
が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に
関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる
男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、
社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公
共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組
を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現
することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形
成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及
び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社
会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め
ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計
画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義
は当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成
員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に
おける活動に参画する機会が確保され、もって男女が
均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受
することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形
成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係わる男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女
のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供す
ることをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機
会が確保されることその他の男女の人権が尊重される
ことを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立
でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形
成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動
の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとし
るように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し
て参画する機会が確保されることを旨として、行われな
ければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女
が、相互の協力と社会の支援の下に、この養育、家族の
介護その他の家庭生活における活動について家族の一
員として役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活
動を行うことができるようにすることを旨として、行わ
れなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男
女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われな
ければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画
社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」とい
う。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合
的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同
参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及
びその他地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策
定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会
のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成に寄与するように努めなければなら
ない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す
る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置
その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形
成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係わる男女共同参画社会
の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画
社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書
を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す
る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同
参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男
女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定
めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たりての配慮)
- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)
- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)
- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参加社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のための必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)
- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交

換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内を持って組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣の内から、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の内から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して

も、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要の事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年埼玉県条例第12号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係わる男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の

人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に同等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是非措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立すること

ができるように、その支援を行うように努めること。

- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に進めている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定した時は、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼす

と認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学するもの（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

（年次報告）

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年法律第31号

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた

めの施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連

絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所等道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものと

する。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいか

いしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる

申立ての時の事情

5 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に

名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第 10 条第 1 項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第一号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第 1 項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由とな

った身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる

字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第二号、第 12 条第 1 項第一号から第四号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項(第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 7 条、第 9 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過

した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年7月11日法律第113号)抄(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則(平成25年7月3日法律第72号)抄(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則(平成26年4月23日法律第28号)抄(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抄)

昭和47年7月1日法律第113号

最終改正：平成28年3月31日法律第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
- 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第1節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新（性別以外の事由を要件とする措置）

第 7 条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第 8 条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関し行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第 9 条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

第 10 条 厚生労働大臣は、第 5 条から第 7 条まで及び前条第 1 項から第 3 項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第 4 項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第 2 節 事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第 11 条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置

を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第 4 項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第 12 条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第 13 条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第 3 節 事業主に対する国の援助

第 14 条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

第 3 章 紛争の解決

第 1 節 紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第 15 条 事業主は、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 12 条及び第 13 条第 1 項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第 16 条 第 5 条から第 7 条まで、第 9 条、第 11 条第 1 項、第 12 条及び第 13 条第 1 項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働

関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第 4 条、第 5 条及び第 12 条から第 19 条までの規定は適用せず、次条から第 27 条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第 17 条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第 2 節 調停

（調停の委任）

第 18 条 都道府県労働局長は、第 16 条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第 6 条第 1 項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第 2 項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第 19 条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第 20 条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第 11 条第 1 項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第 21 条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第 22 条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第 23 条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

（時効の中断）

第 24 条 前条第 1 項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第 2 項の通知を受けた日から 30 日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴訟手続の中止）

第 25 条 第 18 条第 1 項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第 1 項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第 1 項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（資料提供の要求等）

第 26 条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第 27 条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第 4 章 雑則

（調査等）

第 28 条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 29 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（公表）

第 30 条 厚生労働大臣は、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 11 条第 1 項、第 12 条及び第 13 条第 1 項の規定に違反している事業主に対し、前条第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（船員に関する特例）

第 31 条 船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 6 条第 1 項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第 4 条第 1 項並びに同条第 4 項及び第 5 項（同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 10 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 13 条第 2 項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第 4 条第 4 項（同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び第 13 条第 3 項におい

て準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第6条第二号、第7条、第9条第3項、第12条及び第29条第2項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第9条第3項中「労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和22年法律第100号)第87条第1項又は第2項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第17条第1項、第18条第1項及び第29条第2項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第18条第1項中「第6条第1項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第21条第3項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第19条から第27条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第20条から第27条までの規定は、第2項の調停について準用する。この場合において、第20条から第23条まで及び第26条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第21条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、第26条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第27条中「この節」とあるのは「第31条第3項から第5項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第32条 第2章第1節及び第3節、前章、第29条並びに第30条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第2章第2節の規定は、一般職の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第2号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和22年法律第85号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第5項に規定する隊員に関しては適用しない。

第5章 罰則

第33条 第29条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

省略

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自

ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事

項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般

事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従

事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の四、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

る。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者

- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
（秘密保持義務）
- 第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）
- 第 25 条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
第 5 章 雑則
（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
- 第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
（権限の委任）
- 第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
（政令への委任）
- 第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
第 6 章 罰則
- 第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
二 第 24 条の規定に違反した者
- 第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者
- 第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 2 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 18 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 24 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 4 条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

入間市男女共同参画推進条例

平成 22 年条例第 1 号

男女共同参画社会基本法は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにし、その方向性を示しています。

入間市においては、平成 9 年の「いるま男女共生プラン」の策定を始めとして、「男女共同参画都市」の宣言、入間市男女共同参画推進センターの開設など、様々な取り組みを着実に進めています。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女が個人として対等に尊重され、互いに認め合う平等な地域社会を実現するには、多くの課題が残されています。また、少子高齢化、国際化、情報化等、多様な社会の変化により、男女共同参画社会の実現に向けたより一層の努力が求められています。

ここに、私たちは、男女がともにのびやかに、その人らしく生きることのできる平和を愛する香り豊かな緑の文化都市を目指して、その基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者等が手を携えて男女共同参画を推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号の機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者(過去に配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。)からの身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える言動をいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (6) 事業者等 営利又は非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行う個人、法人及び市民活動団体その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に

基づき行われなければならない。

- (1) 一人ひとりが互いを大切にし、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の活動が両立できること。
- (5) 国際社会における取組を十分理解して行われること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者等と協力し、かつ、連携を図るよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と協力し、かつ、連携を図るものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、あらゆる分野における活動への男女の平等な参画の機会を確保するなど男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 6 条 事業者等は、事業活動を行うに当たって、雇用及び活動における男女の平等な機会と待遇を確保するなど男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者等は、事業活動を行うに当たって、仕事と家庭生活の調和のとれた職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第 2 章 基本的施策等

(基本的施策)

第 9 条 市は、男女共同参画の推進に関し、次に掲げる

基本的施策を行うものとする。

- (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者等と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めること。
- (2) 政策、方針等の意思決定過程における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講じること。
- (3) 学校教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講じること。
- (4) 家族を構成する男女が家庭生活の活動とその他の活動を両立することができるように必要な支援を行うこと。
- (5) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の権利侵害に当たる行為の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。
- (6) 市民及び事業者等に対し、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を用いないよう理解及び協力を求めていくこと。
- (7) 男女共同参画に関する調査研究を行い、市民及び事業者等に対して情報の提供を行うこと。
- (8) 男女共同参画の推進に関する施策に対する市民及び事業者等の理解を深めるために、広報活動の充実を図ること。
- (9) 男女共同参画の推進に資する人材を育成し、及びその積極的な活用を図ること。

(基本計画)

第 10 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第 15 条の入間市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。(年次報告)

第 11 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(意見等の申出)

第 13 条 市民及び事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、意見等を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、これに適切に対応するものとする。

(拠点施設)

第 14 条 市は、入間市男女共同参画推進センター(入間市男女共同参画推進センター条例(平成 15 年条例第 33 号)に基づき設置された施設をいう。)を拠点として、男女共同参画の推進に関する施策を推進するものとする。

第 3 章 入間市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 15 条 男女共同参画の推進に資するため、入間市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 16 条 審議会は、市長の諮問に応じて、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第 17 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 18 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 19 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 20 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 21 条 審議会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

第 4 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(入間市女性問題協議会条例の廃止)

2 入間市女性問題協議会条例(平成 4 年条例第 21 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に定められている「第 2 次いるま男女共同参画プラン」は、第 10 条の規定により策定された基本計画とみなす。

(入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

4 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 23 年条例第 9 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 27 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

入間市男女共同参画推進センター条例

平成 15 年入間市条例第 33 号

(設置)

第 1 条 男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進するため、男女共同参画推進センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 男女共同参画推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
入間市男女共同参画推進センター	入間市豊岡四丁目 2 番 2 号

(施設)

第 3 条 入間市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の施設は、別表のとおりとする。

(業務)

第 4 条 センターは、男女共同参画社会の形成に係る次の業務を行う。

- (1) 講座、研修及び啓発に関すること。
- (2) 相談に関すること。
- (3) 交流の促進及び市民活動の支援に関すること。
- (4) 情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 会議室その他設備の提供に関すること。
- (6) その他必要な事業

(職員)

第 5 条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(休所日)

第 6 条 センターの休所日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(開所時間)

第 7 条 センターの開所時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。ただし、市長がセンターの管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用者の範囲)

第 8 条 センターの会議室及び設備（以下「会議室等」という。）を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内又は所沢市、飯能市若しくは狭山市において男女共同参画を推進する団体
- (2) 公用で使用する者
- (3) その他市長が特に認める者

(使用の許可)

第 9 条 会議室等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(許可の取消)

第 10 条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) 許可申請に偽りがあったとき。
- (2) 会議室等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した

とき。

(4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第 11 条 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用料は、無料とする。

(原状回復)

第 12 条 使用者は、会議室等の使用が終わったときは、速やかに当該会議室等を原状に復し、かつ清掃をしなければならない。また、第 10 条の規定により会議室等の使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第 13 条 自己の責めに帰すべき理由により施設等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

施設名
会議室、こども室（授乳コーナーを含む。）、資料閲覧室、展示交流室、相談室 1、相談室 2、相談室 3

第4次プラン検討の経過

年 度	月	内 容
平成 27 年度 (2015)	6 月	職員意識調査 (6/1～6/12)
	7 月	男女共同参画推進スタッフ会議 (7/1) ・活動内容及び活動計画、意識調査について
		男女共同参画審議会 (7/17) ・諮問：プランの基本方針について
	8 月	男女共同参画推進スタッフ会議 (8/13) ・意識調査について
	9 月	男女共同参画審議会 (9/10) ・意識調査について
	10 月	男女共同参画推進スタッフ会議 (10/7) ・意識調査について
		男女共同参画審議会 (10/30) ・意識調査について
	11 月	男女共同参画推進スタッフ会議 (11/19) ・意識調査について
	12 月	市民意識調査 (12/1～12/15)
	2 月	男女共同参画審議会 草案部会会議 (2/2) ・プランの基本的な考え方について
		男女共同参画審議会 草案部会会議 (2/8) ・プランの体系について
		男女共同参画審議会 草案部会会議 (2/16) ・プランの基本的な考え方、プランの体系について
	3 月	男女共同参画審議会 草案部会会議 (3/1) ・プランの基本的な考え方、プランの体系について
		男女共同参画審議会 草案部会会議 (3/3) ・プランの基本的な考え方、プランの体系について
男女共同参画審議会 草案部会会議 (3/7) ・プランの基本的な考え方、プランの体系について		
男女共同参画審議会 (3/22) ・プランの基本方針について		
平成 28 年度 (2016)	5 月	男女共同参画審議会 (5/18) ・プランの基本的な考え方、プランの内容について
	6 月	男女共同参画推進スタッフ会議 (6/29) ・プランの体系、主な取組について
	7 月	男女共同参画審議会 (7/19) ・プランの内容について
	9 月	男女共同参画推進スタッフ会議 (9/14) ・主な取組などの検討
		男女共同参画審議会 (9/28) ・プランの内容について
11 月	男女共同参画推進スタッフ会議 (11/8) ・プランの内容について	

	11月	男女共同参画審議会（11/18） ・プランの基本方針について
	12月	第4次いるま男女共同参画プラン（素案）パブリック・コメント （12/12～1/10）
	1月	男女共同参画審議会（1/19） ・答申案について
		答申（1/20） ・プランの基本方針について
		男女共同参画推進スタッフ会議（1/6） ・主な取組などの検討

入間市男女共同参画審議会委員名簿

(順不同 敬称略)

選出区分	委員氏名	任 期	職	備 考
知識経験者	庭屋 元子	26.7.1～28.6.30	会長	元中学校長
		28.7.1～30.6.30	//	
	関根 靖光	26.7.1～28.6.30	委員	東京家政大学名誉教授 プラン草案部会委員
		28.7.1～30.6.30	//	
	金賀 恵子	27.7.1～28.6.30	委員	人権擁護委員
		28.7.1～30.6.30	//	
	臼井 秀	26.7.1～28.6.30	委員	民生委員児童委員
		28.7.1～30.6.30	//	
	榎本 操	27.7.1～28.6.30	//	入間市校長会
	森田 幸一	28.7.1～30.6.30	//	//
	野口 節子	26.7.1～28.6.30	//	入間市民間保育園園長会
		28.7.1～30.6.30	//	
	小久保忠司	26.7.1～28.6.30	//	入間市連合区長会
	田中 一雄	28.7.1～30.6.30	//	//
	松山 慎司	27.7.1～28.6.30	//	入間市PTA連合会
	吉野 勝	28.7.1～30.6.30	//	//
	浅見 佳子	26.7.1～28.6.30	//	公募
		28.7.1～30.6.30	//	
	大島 光恵	26.7.1～28.6.30	//	公募 プラン草案部会委員 NPO 街づくりサポートネット 元気な入間 プラン草案部会委員
		28.7.1～30.6.30	//	
熊木真知子	26.7.1～28.6.30	//	公募 プラン草案部会委員	
	28.7.1～30.6.30	//		
関根 栄一	26.7.1～28.6.30	副会長	入間市商工会	
	28.7.1～30.6.30	//		
石井 秀治	27.7.1～28.6.30	委員	入間市工業会	
	28.7.1～30.6.30	//		
久保庭邦子	26.7.1～28.6.30	//	NPO 街づくりサポートネット 元気な入間 プラン草案部会委員	
	28.7.1～30.6.30	//		
今井 美帆	26.7.1～28.6.30	//	公募 プラン草案部会委員	
	28.7.1～30.6.30	//		
				入間市国際交流協会

入間市男女共同参画推進スタッフ会議（第6期）スタッフ名簿

平成27年度

（アイウエオ順 敬称略）

	氏 名	役職	所 属
1	荒木 保正 (男)	主事	障害福祉課 障害援護担当
2	喜多 美和 (女)	主任	こども支援課 児童手当担当
3	栗林ひとみ (女)	主任	学校教育課 学事保健担当
4	堺野 幸江 (女)	副主幹	高齢者福祉課 地域支援担当
5	坂本 康 (男)	主事補	生涯学習課 生涯学習推進担当
6	長澤 優代 (女)	主事	職員課 人事給与担当
7	原島 洋子 (女)	主事	自治文化課 国際交流担当
8	平井 素明 (男)	主査	商工課 工業・労政担当
9	松本 幸文 (男)	主事	企画課 渉外・統計・人権施策担当
10	吉川真奈美 (女)	副主幹	親子支援課 親子保健担当

平成28年度

（アイウエオ順 敬称略）

	氏 名	役職	所 属
1	荒木 保正 (男)	主事	障害福祉課 障害援護担当
2	堅田 美智 (女)	主事	こども支援課 児童手当担当
3	栗林ひとみ (女)	主任	学校教育課 学事保健担当
4	堺野 幸江 (女)	副主幹	高齢者福祉課 地域支援担当
5	坂本 康 (男)	主事	生涯学習課 生涯学習推進担当
6	長澤 優代 (女)	主事	職員課 人事給与担当
7	西山 洋子 (女)	主事	自治文化課 国際交流担当
8	平井 素明 (男)	主査	商工課 工業・労政担当
9	小畠 秀章 (男)	主事	企画課 渉外・統計・人権施策担当
10	天満 葉月 (女)	主査	親子支援課 親子保健担当

入男女発第65号
平成27年7月17日

入間市男女共同参画審議会
会長 庭屋 元子 様

入間市長 田中 龍夫

第4次いるま男女共同参画プランの基本方針について（諮問）

入間市男女共同参画推進条例（平成22年条例第1号）第16条の規定に基づき、第4次いるま男女共同参画プランの基本方針について、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成9年の「いるま男女共生プラン」の策定を始めとして、男女共同参画都市宣言、男女共同参画推進センターの開設、入間市男女共同参画推進条例の制定施行など、様々な取り組みを行ってまいりました。

現在は、「第3次いるま男女共同参画プラン」に基づき、関連施策を推進し、あらゆる分野において女性も男性も一人ひとりが個性と能力を十分発揮し、対等な立場で参画するとともに責任を分かち合う男女共同参画宣言都市にふさわしい環境づくりに向け、更なる取組みを進めています。

現計画が平成28年度を終期としていることから、男女共同参画社会を取り巻く状況の変化を踏まえ、「第4次いるま男女共同参画プラン」を策定するための基本方針について、ご審議頂きたく諮問するものです。

平成29年1月20日

入間市長 田中龍夫 様

入間市男女共同参画審議会
会長 庭屋 元子

第4次いるま男女共同参画プランの基本方針について（答申）

平成27年7月17日付入男女発第65号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

当審議会では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）及び国の第4次男女共同参画基本計画並びに入間市男女共同参画推進条例（平成22年条例第1号）を踏まえ、延べ9回にわたり会議を開催し慎重に審議した結果、別添の「第3次いるま男女共同参画プラン」を取りまとめました。

.....

第4次いるま男女共同参画プラン

発行日 平成29年3月
発行 埼玉県入間市
編集 市民部自治文化課（男女共同参画担当）
平成29年4月から市民生活部人権推進課
〒358-0003 埼玉県入間市豊岡四丁目2番2号
入間市男女共同参画推進センター内
〔電話〕 04(2964)2536
〔FAX〕 04(2964)2539
〔e-mail〕 danijo@ictv.ne.jp
〔ホームページ〕 <http://irumadaniyo.seesaa.net/>
表紙イラスト 原田寛子氏

.....